

平成26年 第4回

木古内町議会定例会会議録

平成26年12月17日 開会

平成26年12月17日 閉会

木古内町議会

目 次

提出された案件及び議決結果	1
議事日程	3
議会運営委員会報告書	5
議長諸報告	6
総務・経済常任委員会所管事務調査報告書	8
第1日目（平成26年12月17日）	
開会・開議の宣告	11
日程第 1 会議録署名議員の指名	11
日程第 2 議会運営委員会報告	11
日程第 3 会期の決定	12
日程第 4 議長諸報告	12
日程第 5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告	13
日程第 6 行政報告	14
日程第 7 一般質問	18
5番 平野 武志	18
8番 新井田 昭男	31
6番 竹田 努	36
日程第 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	40
日程第 9 議案第7号 木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例制定について	41
日程第10 議案第10号 木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	41
日程第11 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	41
日程第12 議案第12号 木古内町福祉灯油支給条例の一部を改正する条例制定について	41
日程第13 議案第1号 平成26年度木古内町一般会計補正予算（第9号）	41
日程第14 議案第2号 平成26年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	41
日程第15 議案第3号 平成26年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	41
日程第16 議案第4号 平成26年度木古内町水道事業会計補正予算（第2号）	41
日程第17 議案第5号 平成26年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	41
日程第18 議案第6号 平成26年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	41
日程第19 議案第8号 木古内町いじめの防止に関する条例制定について	66
日程第20 議案第9号 木古内町郷土資料館設置及び管理に関する条例制定について	69
日程第21 議案第13号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	71
日程第22 議案第14号 木古内町学校教育施設整備基金条例を廃止する条例制定について	72

日程第23	議案第15号 渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の一部を変更する協議について	73
日程第24	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	74
日程第25	諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について	75
日程第26	発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について	76
日程第27	意見書案第1号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書	76
日程第28	意見書案第2号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書	77
日程第29	意見書案第3号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の増員と処遇改善を求める意見書	78
日程第30	意見書案第4号 特定秘密の保護に関する法律の慎重運用を求める意見書	79
日程第31	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	80
	閉会の宣言	80
	会議録署名議員の署名	82

## 平成26年12月17日(水)第1号

- 開会日時 平成26年12月17日(水曜日)午前10時00分  
○ 閉会日時 平成26年12月17日(水曜日)午後4時50分
- 

・出席議員(10名)

1番	福嶋克彦	6番	竹田努
2番	又地信也	7番	笠井敬吾
3番	佐藤悟	8番	新井田昭男
4番	吉田裕幸	副議長	9番 東出洋一
5番	平野武志	議長	10番 岩館俊幸

---

・欠席議員(なし)

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	新井田勝幸
町民税務課長	大瀬政廣
会計管理者	大瀬政廣
保健福祉課長	名須賀六男
まちづくり新幹線課長	福田伸一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	中尾敦
産業経済課長	木村春樹
建設水道課長	若山忍
病院事業事務局長	平野弘輝
教育長	野村広章
生涯学習課長	佐藤宏生
学校給食センター長	佐藤宏生
農業委員会事務局長	木村春樹
代表監査委員	森井俊郎

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本哲
議事担当主査	吉田廣之

平成26年 第4回木古内町議会定例会議事日程

第1号 平成26年12月17日(水)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告
7		一般質問
8	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて
9	議案 第7号	木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例制定について
10	議案 第10号	木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
11	議案 第11号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
12	議案 第12号	木古内町福祉灯油支給条例の一部を改正する条例制定について
13	議案 第1号	平成26年度木古内町一般会計補正予算(第9号)
14	議案 第2号	平成26年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
15	議案 第3号	平成26年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
16	議案 第4号	平成26年度木古内町水道事業会計補正予算(第2号)
17	議案 第5号	平成26年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
18	議案 第6号	平成26年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
19	議案 第8号	木古内町いじめの防止に関する条例制定について
20	議案 第9号	木古内町郷土資料館設置及び管理に関する条例制定について
21	議案 第13号	木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
22	議案 第14号	木古内町学校教育施設整備基金条例を廃止する条例制定について

23	議案 第15号	渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の一部を変更する協議について
24	諮問 第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
25	諮問 第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
26	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について
27	意見書案第1号	国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書
28	意見書案第2号	漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書
29	意見書案第3号	安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の増員と処遇改善を求める意見書
30	意見書案第4号	特定秘密の保護に関する法律の慎重運用を求める意見書
31		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

( 午前10時00分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) ただいまから、平成26年第4回木古内町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は10名でございます。  
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(岩館俊幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。  
9番 東出洋一さん、1番 福嶋克彦さん。以上、2名を指名いたします。

## 議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第2 議会運営委員会報告。  
平成26年9月11日に開かれました、平成26年第3回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。  
議会運営委員会 委員長 4番 吉田裕幸さん。  
○4番(吉田裕幸君) 平成26年12月17日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。木古内町議会 議会運営委員会委員長 吉田裕幸。  
議会運営委員会報告書。  
平成26年第4回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。  
記 1. 会議開催状況。  
会議開催状況は、平成26年12月15日欠席委員なしの中で行われたことを報告をいたします。  
2. 平成26年第4回木古内町議会定例会における議会運営について。  
(1) 今定例会の会期については、12月17日から12月18日までの2日間としたい。  
(2) 議事日程については、別紙配付のとおりであります。  
議事日程番号9から18までは一括議題とする。  
なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。  
(3) 付議案件は、議案15件、承認1件、諮問2件、発議案1件、意見書案4件であります。  
(4) 一般質問者は3名であり、通告順により質問者ごとに行うことといたします。

以上、議会運営委員会報告を終了します。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(岩館俊幸君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から12月18日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの2日間と決定いたしました。

## 議 長 諸 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

なお、11月12日から全国町村議会議長全国大会並びに渡島管内町村議会議長会道外視察研修に参加をまいりました。

全国町村議会議長全国大会では、石破地方創生担当大臣から、「まち・ひと・しごと創生本部」が行っている、地方経済分析システムや日本版シティマネージャー派遣制度、地方創生コンシェルジュ制度が紹介され、国においてはまさに意欲のある市町村に対し積極的に支援をしていくための体制づくりが行われており今後、各自治体独自による仕組みづくり構築の重要性を感じてまいりました。

また、渡島管内町村議会議長会道外視察研修では、明年3月14日開業予定をしております北陸新幹線白山総合車両所を視察してまいりました。

白山総合車両所の面積は、約26haと函館総合車両基地に比べ8割ほどの広さとなっております。総合車両所は12両編成に対応しており、特に北国特有の雪対策として新幹線車両はもとより、総合車両所内には雪を溶かすための設備が設けられておりました。

函館総合車両基地には、白山総合車両所よりさらに優れた設備が設けられているという説明がありましたので、北海道新幹線開業後も安全で順調な運行が図られるものと期待をしているところでございます。

以上で、報告を終わります。



## 総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(岩館俊幸君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

平成26年9月11日に開かれました、平成26年第3回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) 6番 竹田 努です。

平成26年12月17日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。木古内町議会総務・経済常任委員会 委員長 竹田 努。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1. 会議開催状況であります。会議開催状況につきましては、10月9日から12月4日までの間4回開催しており、欠席委員はおりませんでした。

2. 所管事務調査項目。

所管事務調査項目につきましては、総務課の財政収支計画についてほか12件について事務調査を行っております。

3. 調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) 人口減少対策検討会議の取り組みについてであります。

人口減少問題は、喫緊の課題として行政においても職員による人口減少対策検討会議を立ち上げ、これまで延べ4回にわたり会議が開催された旨の報告があった。

検討会議では、移住・定住対策として13件、少子化対策として11件、起業家支援を含む企業誘致対策として4件の、計28件の事業内容について検討を行っており、この中で、移住・定住対策並びに少子化対策ではそれぞれ3件、企業誘致対策では2件が新年度から実施すべきまたは、実施に向けて検討すべきとなっている。

その他の事業については継続協議と判定されているが、早急に取り組める事業もあると考えられることから、政府が設置をした「まち・ひと・しごと創生本部」から出される情報収集に努めるとともに、引き続き会議を開催する中で実施に向けた検討が十分行われるよう要望する。

(2) 空き家等の適正管理に関する取り組みについて。

空き家等の適正管理については、町内会等の協力のもとで実態調査が実施され、157件分の情報収集が行われており内容的にも詳細にまとめられている。

このうち、倒壊寸前のものが8件、災害時危険のものが30件、住居可能なものが92件、住居不適相当のものが27件となっている。なお、この中には、すでに解体が終了したものが2件、来春までに解体予定のものが2件含まれている。

住居可能な建物については今後、所有者の意向確認を実施する中で移住・定住対策としての活用を推進するとともに、各関係機関との連携を図る中で情報収集に努められたい。

(3) 観光交流センターについてであります。

観光交流センター内の飲食施設については、木古内商工会を通じて町内の飲食事業者等に対して公募を行った結果、町内の1事業者から応募があり承認した旨の報告があった。

観光交流センターは今後、指定管理者の公募や選考作業、センター長候補者の採用等を予定しており、開業に向けては町外からの来訪者はもとより町民に親しまれ利用される施設となるよう万全の態勢で臨みたい。

(4) 地域包括ケアシステムの取り組みについて。

地域包括ケアシステムの構築に向けた会議の開催状況や、地域包括ケア会議設置要綱並びに高齢者あんしんネットワーク事業実施要綱が示された。

国民健康保険病院では、介護保険法における地域包括ケアの理念に基づく取り組みとして、本年10月から地域包括ケア病床（20床）の運用を開始している。

当町としての取り組みはスタートしたばかりであり今後、日常生活圏域ニーズ調査等を実施した中でデータベース化を図るなど課題は山積している。

担当課においては、これまで以上に行政内部はもとより各関係機関との連携を十分図るよう強く要望するものであります。

以上、総務・経済常任委員会報告に代えます。

○議長(岩館俊幸君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。

以上を持ちまして、報告を終了いたします。

## 行 政 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第6 行政報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。

なお、町長より行政報告がありますので、これを許します。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、年末を控え何かとお忙しい中、そしてまた、きょうは大変悪天候の中ご参集いただきましたことを、心から厚くお礼を申し上げます。

第4回定例会を開催するにあたりまして、行政報告が2件ございますので、ご報告を申し上げます。

はじめに、松前半島道路建設促進期成会の設立についてでございます。

平成26年11月26日、函館市内のホテルにおいて松前半島道路建設促進期成会のはじめての総会が開催され、当町を含む2市4町が出席し、当日付にて同期成会が設立されました。

期成会設立の趣旨は、渡島西部地区の幹線道路網整備促進、函館市、北斗市、並びに渡島西部地区の長期滞在促進、函館市内に集中する高度医療施設と渡島西部地区との時間短縮など、当地域の振興発展とサービスの拡充により、当地域が函館圏と一体となり、力強く持続

可能な地域を形成することとしております。

構成自治体につきましては、函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町の2市4町で、総会で会長に工藤函館市長、副会長に石山松前町長、幹事には佐藤福島町長がそれぞれ選任され、宮内渡島総合振興局長を顧問にお願いしております。

また、総会終了後は、函館開発建設部長を訪ね、期成会の設立報告と当該道路の早期事業着手について要望活動を行ったところでございます。

今後につきましては、これまでの渡島総合開発期成会における要望活動に加え、期成会独自の要望活動を強化し、建設促進に努めてまいります。

なお、期成会の規約（写し）を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、平成27年度税制改正に関する要望についてでございます。

平成27年度の税制改正について、総務大臣、国土交通大臣、道内選出の関係する国会議員に対して、12月10日付で木古内町議会議長との連名で要望書を提出しております。

このたびの税制改正に関する国土交通省案の内容は、北海道新幹線に適用する固定資産税の特例に関して、従来の三島特例に青函トンネル特例と新幹線特例を新たに適用するもので、このことにより、新幹線木古内駅舎等の固定資産税の課税標準額を72分の1とするものです。

このとおりに税制改正が行われますと、当町の固定資産税は大幅な減収となり、財政収支計画に大きな影響が生じることから、次の3点について要望いたしました。

1点目は、北海道新幹線の建設に伴う固定資産税の新たな特例を導入しないこと。

2点目は、三島特例の適用期限を延長しないこと。

3点目は、固定資産所在市町村の課税権を尊重することでございます。

なお、要望書の写しを添付しておりますのでご参照願います。

以上で行政報告を終わります。

**○議長(岩館俊幸君)** 行政報告に対する質疑があれば受けたいと思います。

6番 竹田 努さん。

**○6番(竹田 努君)** 6番 竹田です。

町長、いま行政報告の2点目の税制改正の部分ですけれども、きょう資料をいただきました税収の数字を見ますと、町長も十分認識していると思うのですけれども、1億2,000万円あまりが減収になるというそういうことですよ。これは、この10年間見た場合の税収の減。ただこの部分が先延ばしで、税が回収できるという仕組みかもわからないのですけれども、これ我が町の財政計画上、例えば35年のやはり基金残と比較しますとかなり大きな痛手だと思うのです。ただ単に、この要望書を関係大臣に要望書を出したからそれでいいということではなく、やはり速やかに27年度の税制改正ですから、速やかな行動をやはりとるべきだところ思うのです。ですから、要望書は要望書。そしてすぐ議会終了次第、具体的な行動に入るだとかやはりそういうものがなければ、町長はこの要望書を出ただけで何とかいまの特例の部分。新幹線、青函トンネルの特例の部分が何とか免れる、従前の財政計画のこの数字通りでいこうと思っているのかどうなのか。そういう部分と今後の行動について、町長の考えがもしあればお答えしてください。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 今般の国土交通省の税制改正案これにつきましては、このあと税制調査会のほうで審議をされるということになっております。

私どもでは、この件につきまして早い時期に情報を察知しましたので、今回の行動に移したわけですが、対象となる自治体は北斗市、当町、そして知内町、福島町という四つの町が対象になります。それぞれの町が当町と同じようにこれまでの特例に加算する特例ということになりますので、72分の1ということになります。

当町では、北海道新幹線の建設に伴いまして駅舎ができるということで、大分のルールに基づいた負担をしております。約7億円程度と認識していただいて結構だと思います。

これまで住民の皆様には、負担をしている7億につきましてはJR北海道、厳密に言うと鉄道・運輸機構になりますが、ここから固定資産税の収入があるので、それが返済の原資になります。15年間でその約7億というのが収入になりますから、「新幹線の工事については前向きに進んでいきます」とこのようにご説明をしておりました。今回72分の1ということになりますと、15年が約50年を超えると、返済するまで。50年を超えるということになりますから、竹田議員がご指摘のとおり、当町の財政収支計画も15年で入ってくるものが50年以上かかりますから、それぞれの年度毎の財政は厳しくなるとこういうことが言えるかと思えます。

4町でそれぞれの意見書・要望書を作りまして、四つの意見書をまとめまして四つで協議しました。それぞれの町の特徴がありまして、当町の場合は後ろに添付していただいているような内容ですが、それぞれの町の独自の要望の内容がありましたので、「一つにまとめるのはやめよう」と。「これは、それぞれの町が独自に作ろう」ということで、送り先もこういうところが必要だよということですので、送り先もそれぞれお任せと、独自に行動したことでございます。

この中で、私は税制調査会が衆議院選挙が終わったあと、12月の終盤に行われますし、またその中では道内進出の町村代議士が古くから入っておりますので、町村先生にも要望は必要だということをお話しまして、この衆議院選挙が終わったあと行動に移しましょうという提案をしております。こういう提案の中で、いま総務省からの様々な情報をいただいておりますので、この行動を移さなくてもいいのか。あるいは、移して行動したほうがいいのか、私どもの所管する総務省の考え方も伺いながら、これからの方向性を決めていくということにしております。私は、いくべきという発言を4町の中でしております。

**○議長(岩館俊幸君)** 6番 竹田 努さん。

**○6番(竹田 努君)** 概ね了解はしましたけれども、やはり町長。この行動を含めて、やはり速やかにやはり行動すべきだと。せつかくというか今回8区では代議士が2名になったわけですから、その辺のフルにその辺を活かした、やはりこういうものを早めに手立てをしていただきたいということを要望して終わります。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** すみません、答弁につきまして新たな情報がありましたので、ご説明をします。

今回の4自治体における要望書というのは、国土交通省にとっては極めて重く受け止めまして、この要望書は非常に有効に活用されているというニュースが入っております。総務省からそのようなニュースが入っております。

したがって、今後総務省からの情報収集をする中で、今後の展開にも期待をしながら、今後の活動を決めたいと思っております。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 何としてもこの要望書は受けてもらわないとだめだと。同僚議員からも当町の財政計画、町も大変厳しいものになるとあれがありましたけれども、煎じ詰めて言えば、これはJ R北海道さんの救済のように感じるわけですね。そこで、もう既に12月10日付けでこの要望書は提出しているということなので、大括りで総務大臣だとか国交大臣だとか、道内選出の関係する国会議員と書いてありますけれども、その送り先を示していただきたい。もう既に要望書は出しているということなので、本来であれば資料は送り先も入れたものが私達は欲しかったなとそんなふうに思っているのですが、その詳しい送り先を教えてくださいませんか。

○議長(岩館俊幸君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(福田伸一君) 本要望書の送付先でございますが、総務大臣それから国土交通大臣、それから道内選出の関係する国会議員ということでございまして、関係する国会議員の皆さんにつきましては、町村信孝代議士、それから前田一男代議士、それから長谷川岳代議士、伊達忠一代議士、それから小川勝也代議士、徳永エリ代議士、橋本聖子代議士、それから紙智子代議士、相原久美子代議士、横山信一代議士、以上の代議士の皆様に送付してございます。失礼しました。訂正します。それでは、町村さんが衆議院、それから前田さんが衆議院、長谷川さんは参議院、伊達さん、小川さん、それから徳永さん、橋本さん、紙さん、相原さん、横山さんは参議院議員でございます。以上が送付先でございます。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) そうですね、送った先が良いとか悪いとかというよりも、私は北海道新幹線にいろいろ力を過去に尽くしてくれた、これが私はこの人に特にということではないのですけれども、新幹線開業に北海道新幹線に向けて一生懸命力を注いでくれた、ある意味では公明党の代議士等々も必要ではないのかなと。道にも北海道の道議会議員さんには送らないのかどうかと。これも、やはり過去に随分新幹線には道議会の交通体系調査特別委員会の委員さんもおりまして、随分力を貸してくれたという背景があるわけで、ある意味ではそこまでどうなのかなとそんなふうに私は思っているのですが、町長どうでしょうか。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 又地議員のお尋ねのとおりでございまして、幅広く要請をするということを基本にしておりました。この度は、衆議院議員選挙が重なったものですから、その中で当8区選出議員と税制調査会の町村代議士には送付したわけですが、ほかの代議士のかたには送付しておりません。したがって、参議院の皆さんに送ったと。

道につきましては、北海道はこれから私どもの町もそうですが、J R北海道とはパートナーとして共に歩むと。これまでもそうですが、これから益々新幹線時代を迎えてJ Rとはパートナーを組むわけですが、このJ R北海道の救済措置ということになりますから、非常に道としても動きづらい立場があるというふうに推察をしております。

したがって、ここは総務省等からのやり取りの中で一番効果的なのは何かと。そこで選択があったのが、「まずはこういう意思だという意思表示を送る」と、「ここからはじめてください」ということでした。このほかにも新幹線に尽力されたかたがたくさんいらっしゃいますが、「まずはここが一番有効です」ということだったので、ここから手を付けたということでございます。衆議院選挙も終わりましたので、これからはまた総務

省等からの情報を収集しながら、これからの行動に移していきたいと思っております。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) わかりました。そこで、年末にかけての衆議院選挙が終わったこれからの要望活動が大変重要になると思うのですが、北斗市・木古内町・知内町・福島町この1市3町で足並みを揃えて、1市3町と一緒に要望に出かけるというスタイルをとるのかどうか、これから。年内に行くということですので、その辺の考えを聞いておきたい。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 4自治体での協議はしておりませんが、私は先ほど竹田議員のお尋ねにお答えしたとおり、四つが一つになるべきだということで、「行動しましょう」という発言をしておりますので、これからもそれぞれの3町の自治体には「一緒に行きましょう」と。税制調査会が12月30日くらい開催というふうないまニュースが入っておりますので、その前にということで、これもまた総務省からの情報をいただきながら行動をしていくということになるかと思いますが、行く場合には四つの町が一つになると。もっと言えば、北海道が旗振り役で先導を切ってくれればいいのですけれども、北海道は北海道の事情があると思います。まずは4町の行動を優先すべきかと考えております。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

## 一 般 質 問

○議長(岩館俊幸君) 日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことにいたします。

はじめに5番 平野武志さん。

○5番(平野武志君) 5番 平野武志です。

本日は、2項目の一般質問を出ささせていただいております。内容は2項目でございますが、答弁内容については幅広くなると思いますが、町長の熱い思いと具体的内容の答弁をいただき、再質問については、「なしで」というのが私の理想でございます。一つよろしく願いいたします。

まずは、1項目でございます。人口減少対策の施策実行についてでございます。

人口減少対策は、毎回の定例会や総務・経済常任委員会で常に議論されている我が町にとって最重要課題です。行政もようやく重い腰を上げて、今年の6月から人口減少対策検討会議を4回ほど重ね、総務・経済常任委員会での経過状況の報告を受け事務調査を行いました。

内容につきましては、合計28件の具体的事業が検討されており、人口減の歯止め策に期待するところであります。しかしながら、新年度に実施すべきと診断されているのが2事業と、積極性に欠く残念な判断となっております。

国から示されるであろう地方創生の地域活性化事業や予算配分を考慮し、他市町の事業を見定めながら進めるのではなく、我が町として独自策を新年度から積極的に実施すべきだと

私は思います。

事業によりましては、大きな予算をかけずに済む事業や予算をかけましても採算ベースに合う事業もあると思います。

あとは、大森町長の「人口減を食い止める」という強い思いを組み込んだ采配次第だと思います。

総務・経済常任委員会内では、「町長の思いによっては即実行に移せる事業もある」とそのような担当課の含みも感じましたので、人口減少対策検討会議で示された事業、あるいはそれ以外の事業で新年度(年度途中)からでもいいと思うのですけれども、取り組むという町長の意気込みと事業名をお伺いいたします。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 5番、平野武志議員のお尋ねにお答えをいたします。

全国的に人口減少が大きな問題点となっており、当町においても人口減少は顕著で、大きな課題であると認識をしております。

これまでも限られた財源の中で、その歯止め策となる事業は行っておりますが、必ずしも十分な効果を得ているとは言えません。

この為、事業の成果を着実に上げていくことを求め、庁舎内の意見を集約し実行に移そうと、庁舎内に人口減少対策検討会議を設置し、現在、協議を続けているところでございます。

お尋ねの新年度から取り組む事業につきましては、まず移住・定住対策では、空き家活用事業に着手をいたします。また、新築住宅支援事業につきましては、対象者、費用負担、効果のある事業計画の策定など課題が多く、事業化に向けた協議を進めることといたします。

さらに、町有地の無償提供につきましては、まず対象となる物件を決定し、販売価格を算出した上で、「無償」を基本に「安価で求めやすい価格」などを設定し、提供できる物件から順次、情報発信を行ってまいります。

次に、少子化対策では、給食費の無料化を実施してまいります。

また、保育料の無料化、認定こども園の設置につきましては、多額の財政負担となること、また「公平さを保てるか、事業者の意思はどうか」など、より慎重な議論が必要となりますので、協議を続けていくことに止めたいと考えております。

次に、企業誘致対策では、木古内町企業振興促進条例を見直し、助成対象基準の緩和に努めることといたします。

また、障害者サービス事業の誘致につきましては、まず誘致する事業所の選定を急ぎ、営業活動を行いながら、並行して建設用地など、諸課題の具体的な検討を進めていくことにいたします。

さらに、駅前周辺の民有地の購入に向けた、地権者との協議を進めてまいりたいと考えております。

これらの事業や今後検討する事業につきましては、個々の事業内容をさらに精査することとしておりますが、一方で国が進める地方創生に関する財政支援を活用できる事業については、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

**○議長(岩館俊幸君)** 5番 平野武志さん。

**○5番(平野武志君)** 町長、きょう非常に早口でしたね。ちょっと非常に早口でして、「一個ずつの事業に対する実行する、あるいは検討する」、いま一生懸命メモを取ろうとしたの

ですけれども、ちょっとメモが追いつかず細かい答弁内容の私の再質問の漏れがあるかもしれません。やはりあれですね、今後項目が多い部分については当日でもいいですので答弁書をいただくということも考えなければいけないのかなと私個人的には思います。

それで、ちょっといまの町長の答弁の一個ずつに対しての再質問ではないのですけれども、ちょっと聞き取れない部分も多かったものですから。3年ほど前から私自身は、人口減対策についての質問をしてきました。今年度の6月の定例会でも同僚の新井田議員からも人口減対策についての質問・提案をしてきました。その中の答弁内容については、「毎年度、振興計画に基づき推進していく」という非常に具体性のない残念な答弁だったと思うのですけれども、きょう現在の対策検討委員会の会議が開催され、内容も提出されたということで、いくらか具体的な答弁がされているのかなというふうに思いますし、先ほども申し上げましたとおり、人口減が加速しないような施策が実行していけるのかなと期待するところではございます。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、人口減対策会議の28の事業は出されたわけですが、まだまだ積極的にこれを仕掛けるという町長の思いと担当課の具体的な内容が示されてなく、じゃあ今後これを実行するのに何年かかるのだという不安も正直あります。

そこで、まずをもちまして、これ以前から申し上げているのですけれども、様々な事業に対しての前回常任委員会の中では、事業内容の項目については提案していただきました。それに対する予算でしたり、じゃあこれによってどのぐらいの人が活用するのか。じゃあそれによって、木古内町の財政はどういうふうに動いていくのかというシミュレーションをはたしてしているのかどうなのか。町長わからなければ、担当課長でもよろしいのですけれども。できればそのシミュレーションをした数字も載せた資料の提示をしていただきたいと思います。それはいまじゃなくてもいいのですけれども、そのシミュレーションをはたしてしているのかどうなのか。

それと、当然先ほど町長も申し上げましたけれども、予算をかけて人口減の対策の施策を執り行うのだという以上は、当然それが実行といいますか効果がなければ意味ないものだと思います。それぞれの事業についての目標といいますか、この対策をやるのでいま現在住んでいるかたは当然その施策を反映されて、「木古内に住んで良かったな」ということにはなりませんけれども、それが実質的な人口減。いわゆる移住の人数が増えるという部分について、どのような目標立てをしているのか。この施策をやるので、何名木古内に移住していただくと。その移住していただいた人数によっては、「これだけの予算をかけても、今後の木古内町の財政に対しては、これだけお金がかかる価値があるのだ」とそういうシミュレーションだと思うのです。

ただ、「町の人のためにこの施策をやります」と町民は嬉しいですよ。ただそれで、お金をかけるだけであれば当然いままで町長が言われるように、財政の圧迫につながるだけですので、いかにその施策で何人を目標にして、木古内に移り住んでいただいて、その結果どのような木古内町の今後の財政になっていくのかという目標立てをしているのかどうなのかということでございます。

それと、もっと具体的な大雑把な施策ではなくて、もう少し具体的に質問させていただきましても、よく木古内町に若いかたを移住・定住対策で何とか呼び込みたいというお話をすると、必ずと言っていいほど、「木古内町には働く場所がないからなかなか難しいのだ



よね」というような担当課のかたからも答弁いただきます。

じゃあ働く場所がないから移住は難しいと言いますが、現状を見てほしいと思うのですよね。北斗市、近郊で言いますと函館市に勤務されているかたで、木古内町から通われているかたがどれだけいるのかご存じなのか。これ以前にも聞いたことがあると思いますけれども、その人数だいたいでもいいからどの程度把握されていますかということです。

逆に、木古内に勤務されていて、町外から通われているかた。これもおおよその数でもいいので、どのぐらいの人数がいると思いますか。それも把握されているかどうかお聞きしたいと思います。

まずは、何でもこういうことを聞くかということ、まずは身近なところで役場、大丈夫ですか聞いていますか。役場、病院、老健、商工会や小中学校の教職員、各保育園の保育士等。町外から勤務されている方々に、木古内町への移住をはたして打診しているのかどうなのか。

まずは、打診しているかどうかもお聞きします。それぞれの各家庭の諸事情もあり、難しいというお答えをいただくかたもいると思うのですけれども、じゃあその方々にはどのような条件を出せば、木古内に来ていただけるのかということまで具体的に検討されているのかどうなのか。大丈夫ですか。そこまでの部分をまずお聞きいたします。以上です。

**○議長(岩館俊幸君)** 暫時、休憩をいたします。それでは、11時まで休憩いたします。

<b>休憩</b>	<b>午前10時51分</b>
<b>再開</b>	<b>午前11時00分</b>

**○議長(岩館俊幸君)** 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、答弁をお願いいたします。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** それでは、休憩に引き続きまして、平野武志議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

まず、様々な事業の実施に向けて具体的な効果、あるいはそれに対する費用こういったものがどのようになっているかということですが、どの事業を進めることによって、何人増えるとか何人止めるということはなかなか算出の難しいことで、現実に行っていないというのが現状でございます。

その中でも、現在の財政状況を少しでも有効に、財政状況の中でも有効な資金の使い方人口を止めていくとこういったことが必要になります。人口の減少というのは全国的な減少でございますから、これはストップをするというのには相当難しい面はありますが、歯止めをかけ減少を緩やかにするということはこれはできることではございますので、最大限努力をしていかなければならないと思っております。限られた予算の中で、効果を出すということで、現在庁舎内の会議においての課題事業を出して、その中でいまだれを進めるか。その中で先ほど答弁申し上げました内容は、「早急に実施をすべきもの」でございました。その中で、さらにどうするかということで実施するもの、それから年度途中でも予算が付けばできるものなどを説明したということでございます。

また、函館市へどのくらいのかたが勤務されているのかというのは、情報が出ております。国政調査での平成22年の情報でございますが、木古内町から通勤している平成22年では552

名という数字が出されております。あれから約4年経過しておりますので、この数字にも若干の変化はあるかと思えます。

また、現在町内に住んでいるかた、勤務をされているかた。これは役場をはじめ、役場の関係機関、さらには民間こういったところの「町内に住んでいないかたに対してのアプローチはどのようになっておりますか」ということですが、それぞれの企業に出向いて、「全ての皆さんに町内に住んでください」という行動は積極的には行っていないのが現状でございます。私の範囲ですと、それぞれお会いできるかたに対して「どこに住んでいるか」ということを伺う中で、「ぜひに町内に住んでいただきたい」というお願いをしております。この度も某金融機関の支店長さんは、8月から町内に住んでいただいているということもでございます。こういう個別のお願いをしていくに留まっております。担当も一緒でございます。それぞれ教育委員会ですと学校の先生等にそういったお願いをしていると伺っております。

このあと、国政調査から5年を迎えますので、来年国政調査がでございます。この国政調査は直接地方交付税に反映する数字ということになって、5年間その数字が使われますので、住んでいただくことも大事ですし、また木古内町に仕事をしているかた。この方々の実態調査の中で、カウントしていくということも大事になってくるかと思えます。ということでございます。

**○議長(岩館俊幸君)** 5番 平野武志さん。

**○5番(平野武志君)** 大変申し訳ないです、町長、全然だめですね。全然だめです。まずをもちまして、様々な施策にどれだけお金をかける、議員からはあれもやれこれもやれ、お金をかかるけれども、財政が大変だからあれも難しいこれも難しいといままで話をされてきて、いざやる時になって「そのシミュレーションもしていない」とどういう話ですか。当然ながら財政計画を立てている中で、どういうお金を使い方をするから、どういう動きになっていくのだということをしていなければ話にならないではないですか、仕事として。先ほど1回目の答弁の中で、次年度からは始める事業で給食費を無償化にすると。いま現在、児童・生徒さんがいらっしゃる保護者にとっては大変嬉しい話です。保護者の私も採算言っております保護者の方々の負担軽減、木古内町は義務教育の家庭に非常に優しいのだという売りは大変素晴らしいと思えます。

ただ、そこにそれだけお金をかけた以上、じゃあどうするのですか。いまの住んでいるかただけにお金をかけて終わりなのですか。違うじゃないですか。それをやることによって、よそから人を引っ張ってくるという施策じゃないですか。そこまで計算した施策じゃなければ「うん」と言えませんよ、それは。当然そこはシミュレーションをして計算して目標を立てて、木古内町はこの施策をやるので児童・生徒のいる家庭を隣町なのかもっと遠くからなのか、何家族・何名、何とか移住してもらおうと。そのことによって、これだけお金をかけた意味があるのだというところまで話がいかなければ、ただ言われたからこの施策もやるあれもやる。最初に町長が言った「効果がなければ意味がない」と言ったところの話と全然矛盾していると思うのです。例えば、「いま給食費半額助成しました。来年度から無償化します」と保護者は喜んでいます。その反面、例えば対象じゃないかたです、一般のかた、お子さんがいないかた、高齢者のかた、苦情出ていますよ。「何でいまの時代子どもに、私達の時代大変だったのに給食費当たり前に払って、何でいまの人達そんな給食費半分にしてもらって」

と無償にしたらもっと声が出ると思います。その方々に何て説明しますか。「少子化対策です、人口増やすために」、「じゃあどういう計算されているのですか」と言った時に、いまの答弁じゃ納得いかないではないですか。「それで人口を、この施策をやることによって人口を増やすことによって、税収も増え高齢者への施策にもどんどん手を付けていけるのです」というところまで当然、細かい数字まで言えとは言っていません。そういう目論見の元の施策じゃなければ、「ただやる」というふうにはしか聞こえないですよ、いまの「行っていない」という答弁を聞きますと。

ですので、例えば給食費の話ばかりではないのですけれども、よその自治体の例をちょっと言いますと、「ある施策をやります」と、「ここに予算をいくらかけます」と。これによって、町長の強い意志の元、「10人移住していただきます」という施策をやりました。実際、その施策の効果が得て10人の移住に成功しました。それによって、そのかけたお金以上の町に対しての効果があるという資料がございます。それを町民に提示してこそ、はじめて「これは素晴らしい施策だったね、町長のお陰で。子どもに対しての施策なのだけれども、私達高齢者にとってもありがたい施策だったね」ということにつなげていかなければならないと思うのです。

ですので、先ほどのもう1点の答弁ですけれども、地元のかた500人通われていると言いましたね。木古内から他市町に、10分の1も通われているのですよ。地元企業がないから人が住めないなんて全然違うじゃないですか。もっともっと呼べるのですよ、木古内に勤め先がなくても。

ですので、まず今後の人口減少対策の答弁として、「働く場所がないから難しいのだ」という答弁はもう今後使わないでください。実際そうやって通われているのですから。どんどん勤め先がなくても誘致できるのですから。

それと、地元のかたは木古内に勤務されて町外から通われているかたのアプローチ、「積極的に行っていない」と、これもだめですね。行ってください。ぜひ行ってください。それが、木古内町の人口を少しでも減らさない、1人でも多く増やすのだという強い意志ではないですか。町長の「個人的に言えるところは言っています」という程度の答弁でしたけれども、全然一生懸命さが足りないじゃないですか。もっともっと町長本人はもちろんのことですけれども、担当課はじめ町上げて「木古内町に住んでください」とアプローチしましょうよ、しましょう。

それと、これで3点目ですね。最初の話に戻りますけれども、「様々な施策のシミュレーションしていません、人口推移の目標立てしていません」、してください、しましょう。することによってこの施策によって、どのような効果があると。そういうシミュレーションをした中で、一丸となって施策に取り組んでほしいと思います。まず、シミュレーションと目標数値ですね。いま提示してくださいということではありません。今後必ずやってほしいと思います。どうでしょうか。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 行政の仕事というのは目標を持ってやる仕事もあれば、また全体にその事業の効果を浸透させていく様々な形態があるかと思えます。人口減少については、先ほど例を挙げて10件の住宅が増えたという例を挙げておりましたが、これは減っているところは見ていないわけですね。目標に掲げたところは増えましたとこういう話になっています。

しかし、自然に減っているとか何かの原因で減っているということには外には出ていないわけです。これと同じように、私どもの事業も増やすことは増やしたりするのですが、減っていくということもあるわけですから、増やすことと減らないようにすることを同時に事業として進めていかなければならないということは理解をしていただきたいと思います。

給食費の件で、「じゃあ何人給食費が半額になったので増えたのだろう」と。また「減らなかったのだろう」、PTA会長としてわかりますか。そんなのはなかなか数字としては掴めない。それをつくるのは難しい。だからできるだけ歯止めをするという対策を次々打っていくということが必要になってきます。これまでは残念ながら財政の問題等もありまして、なかなか思い切った手は打てなかった。これは反省しなければならない。しかし、そうは言っても比較的財政健全化が図られた今日、平野議員が「いろいろやりましょう」ということについては、大いに賛成をいたします。しっかりと目標を立てられるものは立てて、そうでないものはそうでないということで、事業に向かっていかなければならないと思っております。

函館に勤めているかたが平成22年の資料で500人を超えておりましたが、現在人口はその当時から700人、800人と減っております。その中で、若干数字も変わってきているかと思えます。ここに仕事がないから住めないんだということは、時によってはあるかもしれません。

これから七飯町に札幌延伸まで新幹線が延びた場合には、七飯町での総合車両基地での雇用というのは莫大な数字になってきます。数百人単位での雇用が生まれます。この雇用を受け皿、住む場所の受け皿としてこれから考えていかなければなりませんし、そのために住宅用地をどうするか。あるいは、住宅用地ではなくて住宅が必要なのか、様々なことを考えていかなければならない。これは長期的に札幌延伸に向けて、これから取り組んでいく事業になるかと思えます。なかなか数字で、企業のように数字で図れるものがしっかりと示されないわけですが、これから様々な機会がございますので、いま議員がお尋ねにあったように、目標を持って、そして費用対効果が図れるようなことができる事業については、進めなければならぬということも申し添えて終わります。

**○議長(岩館俊幸君)** 5番 平野武志さん。

**○5番(平野武志君)** 3回目は終わりましたので、2項目目に入るのですけれども、その前に町長がいま言いました「自然減のことを入れてないでしょう」と、わかりますよそれは、わかっていますよそんなの。自然減はやむを得ない、人口の自然減はやむを得ないのですよ。そんなの皆さん、みんなわかっています。自然減があつて、その中で1人でも2人でも多く、それがプラスマイナスにするとマイナスになっていくと思えます。当然人口は単純に増やさないという話ではないです。ただ、減る数を少しでも減らすという意味からその5人でも10人でも入ってきていただければ、人口の減少のくい止めになるじゃないですかということですよ。そんな自然減があるのはわかっています、もちろん。

それと、やはり「数字の算出は難しい」と言いますが、やはりやるべきですよ、やるべきです。給食費の現状で、「じゃあどれだけ移ったか、どれだけ減ったかわかりますか」と、わかりますよ何となくは。さほど浸透していないです、現状。生活が現在住まれているかたは、「生活が楽になった」という嬉しい声は聞きます。ただ、人口の推移はないです。だって、「給食費を半額にしましたよ」と言って町で大々的に挙げていますか。「こういう施策をやっているの、子育てには優しい町です」と他市町へのアピールをしていますか。そこ

までやはりやらないとだめなのです。ですので、せっかく良い施策をやっているのですから、もう一步もう二歩踏み込んで、やはりやる以上は、「難しい」と何が難しいのかわからないですけれども、まず目標数値を決めれば良いと思うのです。この施策をやるので、何人何とか移住させる。じゃあ何人の目標に達した場合には、どういう効果があると。それがあって正確なシミュレーションは難しいと思います、確かに。でもできるじゃないですか、シミュレーション。シミュレーションをやった上で、進めるべきだと私は思います、そのことを申し添えて。いまのままだとただお金をかけてやっていると言われかねませんので、お金をかける以上は、それに見合った内容・細かい精査をして進めてほしいと思います。1項目目、終わります。

因みに2項目目の質問に対してもちょっと項目が多いものですから、町長の答弁につきましては、できればゆっくり読んでいただきたいなと思います。お願いします。

2項目目の質問につきましては、高齢者の生活支援についてでございます。

国の法律改正に伴い、我が町も地域包括ケアシステムの構築を進めております。名称としては地域包括ケア、非常に解りにくいのですが、簡単に言いますと町長がいつも掲げる「福祉都市 きこない」。いわゆる高齢者が安心して暮らせるまちづくりでございます。

いま現在も取り組んでいる高齢者向けの施策やシステムをさらに地域の自主性に基づき、充実させていこうということでございます。

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年までに地域包括ケアシステムの構築を目指すと記しておりますが、我が町木古内町においては高齢化率が42.6%、今年度の4月現在でございますが、42.6%あり対応が急がれます。ほかの自治体の取り組みを見ている余裕などございません。これまでの町長や関係機関の懸命な高齢者の思いのおかげで、幸いにも我が町には施設の充実は図られているほうだと思います。どの町よりも早く、地域包括ケアシステムの構築を実現し、他市町の模範となるべきではないでしょうか。

第6回総務・経済常任委員会において、現状の取り組みについての報告を受けましたが、資料を見ましても国からの添付資料がほとんどで、我が町の進捗状況が全然見えてきておりません。地域包括ケアシステムの構築に向けた会議は、9回ほど開催されております。現状進めている調査や検証状況について、下記の項目についてお伺いいたします。

1番から7番まで質問を上げておりますので、読み上げます。

(1)番といたしまして、我が町でできる介護サービスの調査結果から出てきた課題でございます。

(2)番については、我が町での保険外サービスの不足点です。

(3)番、介護老健入所者、老健の入所者です。また、病院の入院患者から出てきた要望の内容。

(4)番、老健や病院職員、あるいは福祉に関わる職員の皆さんの要望がどのようなものがあるのか。

(5)番、病院通院者。現状、通院されているかたの要望の内容でございます。

(6)番、あんしんネットワーク事業の各地域支援の課題。

(7)番、地域包括ケア病棟設置による病院の経営の推移の見解。

この(7)番までは、会議の中に記載してある内容に対しての質問でございます。

また、町民からの要望事項について、見解をお伺いいたします。

(ア)といたしまして、自宅で介護されている高齢者、家族の都合によって自宅では見られないというかたに対する短期入所先の斡旋です。斡旋といいますかどのようなシステムがあるのか、困っているという声は以前にも届いているとは思いますが、(1)

(イ)といたしましては、項目が多いのですけれども、福祉灯油予算の拡充・介護用品の給付・外出支援事業・食事サービス事業・公営住宅への優遇入居・高齢者向けの資金貸付制度等の様々な施策の実行について。ここに記載している以外でもよろしです、何か検討されていることがあれば。(2)

(ウ)といたしましては、介護に従事する職員の賃金の見直し。(4)

(エ)といたしましては、病院送迎バスの自宅付近の乗降と通院時の娯乐的サービスの展開。(5)

(オ)各町内会役員の高齢化による地域包括ケアシステムへの不安視。(6)

これ(1)番から(7)番までと、(ア)から(オ)とそれぞれの括弧の番号を記載しておりますが、関連しますので答弁については(1)と(ア)と一緒に答弁していただいても構いませんので。以上です。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 次に、高齢者の生活支援についてのお尋ねでございますが、一般質問の質問書をいただきまして、(1)と(ア)が一緒だとかというこの結び付きのグラフのような書き方はできるだけ避けていただいて、一つの文章で質問していただければ幸いですので、ぜひ次回からご協力いただくようお願いを申し上げます。

当町では、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指し、福祉担当者会議や在宅・施設サービスの提供する事業者を交えた協議を進めているところでございます。

この中で、お尋ねにありますアンケート調査を実施しており、対象者は現在在宅サービス利用者、将来在宅利用が見込まれる病院への長期入院者、在宅復帰型の施設である介護老人保健施設の入所者、さらにはサービス提供側の職員これらを対象にしております。

この調査の結果を取りまとめ、地域ケア会議に参加する事業所などの委員によるシステム構築会議の開催を行い、現状のサービスの課題や対応策、今後の課題などを明らかにしております。

課題の整理につきましては、引き続き開催する地域ケア会議におきまして検討を重ねることとしており、協議が整いつつその都度、順次サービスの提供を行っているという現状でございます。

それでは、項目ごと、並びに項目と関連する要望事項を併せてお答えをしたいと思います。

(1)から(7)とありますから、同じように(1)という表現でお答えしたいと思います。

(1)は、介護サービスの調査結果ということでございますが、訪問看護の24時間体制や訪問リハビリの提供量の増加などについて課題となりました。したがって、これらについて協議をはじめております。お尋ねの短期入所につきましては、木古内町介護老人保健施設いさりびで受け入れができます。

2点目は(2)になりますが、保険外サービスでは、要望項目に自立支援ホームヘルプサービスや医療機関送迎バスの活用がありましたので、これらにつきましても協議を進めております。お尋ねの福祉灯油予算の拡充につきましては、平成21年に管内の各市町村における支

給要件、あるいは支給状況等の調査を行った上で、新しい現行の制度としております。今後物価の変動など時勢の変化もございますので、再度調査を実施したいと思っております。

次に、介護用品の給付につきましては、対象高齢者を抱える家族に対して、月額6,250円分の介護用品を給付しております。この制度においては、ケアマネージャーやヘルパーを通じ、必要な世帯には周知を行っておりますが、さらに必要に応じまして、広報誌やパンフレットを活用して周知をしております。

次に、外出支援事業につきましては、移動に介助が必要な高齢者に対する病院への送迎を実施しております。この制度は、ケアマネージャーやヘルパーを通じ、必要な世帯に周知しておりますが、さらに必要性があった場合には、広報誌あるいはパンフレットを活用して周知をしております。

次に、食事サービス事業につきましては、民間事業所による配食サービスが実施されております。

次に、公営住宅への優遇入居につきましては、現在、高齢者が優先的に入居できる体制をとっております。また、高齢者向け住宅として、シルバーハウジングが30戸、中学校前住宅に2戸、大平団地1階に10戸を整備しております。

次に、高齢者向けの資金貸付制度につきましては、社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度の総合支援資金や福祉資金等がございますので、この制度を活用するよう案内をしております。

(3) ということになりますが、老健入所者、病院入院患者のかたからの要望につきましては、「在宅で生活する場合に不安に思うことは」という調査をしております。「在宅で生活する場合に不安に思うことはどんなことですか」という質問をしております。この調査において、「在宅での入浴方法」、「医療知識がない」、「オムツ交換・食事等の介護方法」などに不安を抱いているということがわかりました。住宅環境においては、「車いす対応の住宅となっていない」ということなども不安の声として上げられておりました。

(4) に移ります。老健施設の職員・病院職員・福祉に関わる職員の皆さんからの要望は、「24時間見守り、そして介助できる体制にしてほしい」、「訪問看護・訪問診療の体制を見直してほしい」、「入浴サービスの新設」ということなどが上げられております。

お尋ねの介護に従事する職員の賃金の見直しにつきましては、町の施設に勤務する介護職員につきましては、「木古内町非常勤職員等に任用及び勤務条件に関する規則」というのがございまして、この規則に基づいて支給をしております。これまでの賃金の見直しについては、平成25年度前年度になりますが、この年度に功労金制度を廃止しておりますが、その際に昇給の基準を改善して、月例給これを引き上げを行ったという経過がございます。

(5) 番目でございますが、病院通院者の要望につきまして、今回の調査は自宅復帰を目指そうとする入所者、あるいは入院患者さんを対象としておりますので、病院へ通院をしているかたには行っておりません。

お尋ねの、病院送迎バスの自宅付近乗降ということにつきましては、現在運行中の医療送迎バスは、始発の釜谷から42の停留所を経由しますので、病院に向かうという際には、受付時間に影響なく運行することを優先しておりますので、決められた場所以外での乗降というのはしておりません。一方、病院からの帰りになりますと、時間的な余裕もございましたので、利用者の自宅付近で停車をするようにしております。

次に、通院時の娯楽的サービス。これは、このバスの通院する時の娯楽サービスと受け止めたわけですが、まずこのバスは患者の皆様を安全に送迎するというを目的にしておりますので、娯楽的サービスというのは考えておりません。

(6)、これはアンケート調査とは別になりますが、あんしんネットワーク事業の各地域支援の課題ということにつきましては、登録機関であります社会福祉協議会並びにヘルパー事業所、さらに居宅支援事業所の職員が各地域で決められた事業を行っており、これまで課題が発生したとの報告はございません。

お尋ねの町内会役員の高齢化に伴う不安な点につきましては、高齢者あんしんネットワーク事業での支援体制は、構成機関であります社会福祉協議会、ヘルパー事業所、居宅支援事業所の職員が行います。

一方、地域で行方不明者が出た場合などは、警察や消防、また役場職員等が捜索を行うこととなりますが、場合によっては地域の皆様のご協力をお願いすることがあります。

(7) では、地域包括ケア病棟設置による病院の経営推移の見解ということでございますが、本来私の管轄ではなく、病院事業管理者がお答えすることになるわけでございますが、差し支えない範囲でお答えをしたいと思います。

まず、地域包括ケア病棟は、西病棟に20床届出を行い、本年10月1日より運用を開始しております。この間、病床の稼働につきましては、10月が8.3床、11月が9.3床、この2か月間の病床稼働率は20床に対して44%という数字になっております。また、収支でございますが、一般病棟と比較しますと10月が260万円増、11月が300万円の増とそれぞれ増収となっております。

今後につきましては、経営を安定させるためにも、病棟運営の課題であります理学療法士、作業療法士の増員を図ること。そして函館市内の高度急性期病院から退院をされたかたが、木古内町・知内町・福島町・松前町へのそれぞれ在宅復帰をするわけでございますが、その患者さんの受皿となって、入院患者数の増加を目指してまいります。これで7点でございます。以上でございます。

**○議長(岩館俊幸君)** 5番 平野武志さん。

**○5番(平野武志君)** 多岐にわたり、答弁いただきました。1項目ずつについての再質問はいたしません。

内容については、まさしく私が思っていた以上に充実した内容もあり、当然町独自ではなく国や道の部分もあるのでしょうか、この貸付の部分だったり。それにしても様々な木古内町が高齢者向けの取り組みをしているでしょうし、今後も当然さらに充実させていくということがこの地域包括ケアの目的で、いま現在取り組んでいるという現状だと思います。

そんな中で、数々の答弁の中で課題もたくさんありますね。それも担当課含め町長も周知していると思います。この1項目ずつについてもそうですし、ここに記載されていない様々な課題があります。やはりもっと高齢者、地域のかたからの声を吸い上げるべきだと思います。先ほど申し上げたとおり、アンケート対象者のみならず、これからそこにお世話になる方々もたくさん不安を抱えている人がいます。何で不安かという、やはりそういう現在町が進めている施策についての周知がちょっと足りないと思うのです。やはり、「こういうことをやっていて、こういう特例もありますし、困ったことはこういう施策といいますか展開の活用もできますよ」ということを町民一人ひとりに対して、もっと周知。「広報に載せた



からいいんだ」ということではなくて、それは実際どこにどういう困っている人がいるかということ町が全て管理するのはもちろん難しいと思います。ですから、地域の町内会だったりそういうところと連携をした中で、一人ひとりの困った話を吸い上げるというのが今後の大きな課題だと思います。

そんな中で、(5) 番目でしょうか、(オ) でしょうか。「各町内会役員の高齢化による地域包括ケアシステムの不安視」と記載してあるのですけれども、各町内会の現状を見ますと、皆さん高齢のかたが多いです。元気なかたがやられていると思うのですけれども、その方々も当然これから高齢になって、さらに高齢になって、お世話になって、じゃあそのあとは誰が役員をやるのだという若い人がいるのかいないのか、いないのですよ。現状、若い世代が入っている役員がある町内会はかなり少ないと思います。そういう不安の中、どうやって地域の方々と連携して、地域の高齢者の不安の声をいかに聞いていくかということが最重要課題だと思います。まずは、地域の町民のかたの声を聞かなければ改善策は出てこないと思いますので、何とか地域の声を聞く努力を最優先に進めていただきたいと思います。

先日、常任委員会で話した時は、ちょっと地域の声を取り入れるというのが不足に感じたものですので、そこの部分は強く要望とお願いをしておきます。

それで、先ほどの1個目の質問にも関連するのですけれども、人口減対策の質問を先ほどさせていただきました。人口減対策の移住・定住策というのは、町も上げているとおり、企業誘致ですとか若年層、勤めているかたということで目が向きがちだと思うのですけれども、逆に様々な木古内町で執り行っているこの施策の充実をさらに完備して、高齢者向けに移住策を考えても良いのではないかと私は以前から思っております。

例えば、現在高齢化率が46%ありますけれども、当然これから自然にもっともっと上がっていく現状はあると思います。増えてもいいと思うのですよ、私は。60%でも70%でもいいのではないのでしょうか。よその町から高齢者の方々、「木古内町はこんなに高齢者、地域包括ケアの構築がしっかりでき、他町ではできないサービス・安心安全で暮らせる福祉の町木古内町高齢者のかた集まれ」ということで、高齢者の方々もどんどん移住・定住呼びかけたらどうでしょうか。その背景には当然、先ほど言われたような高齢者のシルバーハウジングですか、「30戸あります」、これは老健のことでしょうか。「大平団地にも10戸あります」、これもまだまだシルバーと言いつつも高齢者の方々が本当に安心して暮らせるのか内容がどうしているのかちょっと私も調べ不足なのですけれども、例えば病院に近いところに高齢者向けの長屋、アーケードを建てて。実際にいるのです泉沢にも札苅にも、1人暮らしでお家も古くてどこにも行き先がない困っている人がいるのです。地元のかたにしますと、地元のかたがそういう方々も声をかけてそこに住んでもらう。あるいは他市町からもそういう1人暮らしでしたり、低所得者でしたりたくさんのかたを呼び込んで、そこで人口減の歯止めをしようじゃないかという考えはどうでしょうか。高齢者が集まることによって、課題といいますか高齢者向けの施設の企業の誘致も考えられますし、また病院の経営安定にも反映していくと思うのですけれども、ちょっと質問の趣旨はずれたかもしれませんが、その高齢者の地域包括ケアの構築を努め、高齢者を呼び込もうという考えがあるのかなのか。よろしいでしょうか、議長。

○議長(岩館俊幸君) 町長、高齢者の呼び込むだけに絞って答弁していただきたい。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 特別、高齢者のかたにたくさん来ていただくという施策ではなかったわけですが、最初は、やはり、地元に住んでいる方々が安心して安全で暮らせる、楽しく暮らせるということが前提で様々な事業が進められてきたわけです。今日、大幅な人口減少が続く中で、「そのことも外から向かい入れる一つの活用方法にしましょう」ということだと思いますが、それらがあっても何ら不思議ではないと思います。

ただ、基本になるのは、いまここに住んでいるかたのやはり明るい笑顔で住んでいただくということになりますので、これから資金を投入して新たな施設をつくっていくということになりますと、さらに十分な検討等が必要になってまいります。そういう中では、いまある施設を十分活用していきたいと思います。外から来るかたを全く阻むものでもございませんし、それを積極的にPRするかというと、いまそういう状況にはないということだけは申し添えます。

**○議長(岩館俊幸君)** 5番 平野武志さん。

**○5番(平野武志君)** 地域にいま現在住まわれている方々に安心・安全に努めた施策だというのはもちろん理解しています。そこがいま以上に充実して、地元の方々の高齢者の方々が喜んでいただきますと当然「木古内町に住んで良かった。私の親戚もどここの町に居るのだけれども、ああいう施設があるから来たらいいね。」という声もどんどん出てくると思います。そこをやはり目指していくべきだと思うのです。

先ほどの人口減対策の数値の設定ですけれども、今後考えられるであろう高齢者の方々がもちろん100%になるような施策を木古内町としては取り組んでいくわけでございますけれども、それによって高齢者の移住・定住の誘致ということも当然考えていくべきだと私は思いますので、そこの試算です。先ほどの1項目目の当然施策をやる中で、試算・目標をたてて数字付けして、施策にお金をかけていく。それと同様の高齢者を向けた時に、じゃあ高齢者を何人誘致したらどういふどれだけお金をかけて、どれだけ木古内町にはメリットがあるのだという試算もぜひしていただきたいと思います。町側で町長が「それはまだやらない」と言うのであれば、こちら側で資料を作って提出することも考えておりますので、まずはそういう部分も人口減対策の話にまた戻ってしまうのですけれども、先ほどのと合わせて高齢者を呼び込む施策についての具体的企画・検証を今後していただけるのかどうなのかを聞いて終わりにします。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長、答弁入りますか。いまのはあとで検討をしてくださいということですから要望で留めたいと思います。いいですか。いま何を聞きたいか、町長にもう1回。ちょっと要点が人口減といまのあれが輻輳しているものですから、一つだけ町長にこれを聞きたいということをやちょっと教えてください。

5番 平野武志さん。

**○5番(平野武志君)** 人口減の話に向きがちですけれども、高齢者を呼び込むということは当然、この高齢者に対する施策の充実が完全に図られるということが大前提でございます。

ですので、この題材に上げていました高齢者の生活支援についてです。地域包括ケアの構築に向けた取り組みをどうなのだという事は当然、今後高齢者をこれが構築されて、高齢者を呼び込もうと。完成形だと思うのです。そこまでの取り組みにもっていく考えがあるのかどうなのかということを知りたいわけですが、当然、それが人口減対策にもつながっていくという1番との絡みもありますよという説明でしたけれども。もう一度言いますか。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 二つ目のご質問は、「いまここに住んでいる高齢者のかたが安心して住めるようなそういった施策はどうですか」ということで伺っていたつもりなのですが、いつの間にか「ほかの町からそのことによって人を呼びましょう」という質問に変わったものですから、どのように答えたらいいかちょっと迷ったのですが、結果としてそのような形になればよろしいかと思えますし、また東京木古内会に参加していますと60歳を超えてそれぞれの企業で定年を迎えるかたが「ふるさとに戻って住みたいな」という声も聞かれまして、私に「土地を用意しておけ」と。「土地はいくらでも用意しますから、でも実家があるのでしょうか」と、「実家は駅から離れているのだ、だから駅前にできるだけ近いところに住んで、車がなくても生活できるようなところに住みたいのだ」とかとかこういう声も聞かれますし。

これは、もう第一線を終えたかたですから高齢者ではないのですけれども、そういったかたが来たいという時には招き入れるそういう体制づくりというのは大事になってきます。そのかたもいずれ高齢者と呼ばれる年代になってきますから、こういったご質問にある内容をきちんと整えておいて、いつでも来たいというかたが来られるような体制づくりにしていきたいと思っております。

○議長(岩館俊幸君) 以上をもちまして、5番 平野武志さんの一般質問を終了いたします。

次に、8番 新井田昭男さん。

○8番(新井田昭男君) 8番 新井田昭男です。

第4回定例会において、一般質問をさせていただきます。

テーマは一つです。林業事業の振興についてでございます。

第6次木古内町振興計画の林業に対する現状と課題についてお伺いします。

木古内町の山林面積は1万9,753haで、総土地面積の約90%を占め、恵まれた森林資源を有している。林地の保有形態別では国有林が1万941haで55.4%、町有林が1,122haで5.7%、私有林は7,690haで38.9%となっている。

一般民有林のうち、スギを主体とした人工林の面積は4,760haで61.9%を占め、全道平均33.6%、渡島管内の平均28.9%を大きく上回っており、年齢構成では35年生以下の要保護林分が1,399haで人工林の29.4%を占めている。

道南では随一の蓄積量を有している豊富なスギ資源を有効活用するためにも、保育並びに間伐施業を計画的・組織的に推進する必要がある。

また、林道等の生産基盤を拡充する中で、良質材生産の基盤づくりを確立し、間伐材の有効活用と流通体制の整備、外材に対抗するための生産体制づくりが必要となっているが、町内に事業体が不足していることが課題となっている。

第6次木古内町振興計画の基本方針では、森林整備計画に基づいた適切な森林整備を推進するとしている。また、施策テーマは、「生産基盤の整備、林業生産の振興、計画的な育林・森林空間の総合的利用」を記載し、林業に対する実施計画書にある3か年では、3事業について概算事業費を計上している。

第6次木古内町振興計画や実施計画の3か年はすでに承認済みではあるが、確認等も含め下記の事項について伺います。

1. 第6次木古内町振興計画にある実施3か年計画(平成26・27・28年)で、「事業名：未来をつなぐ森づくり推進事業、森林環境保全整備事業」の各事業は3か年分の事業配分とし、「町

有林皆伐事業」のみが平成26年度だけの事業配分となっている。本来、齢級は5年単位としていると思われるが、伐期を迎えるスギ材で51年生から60年生及び61年生以上を合わせると町有林全体の81.25%の面積で、材積では20万9,611m<sup>3</sup>を有するが、町有林の皆伐事業量の8.76haは適切であるのか。

2. 先般、議会と森林組合とで行われた意見交換会の中では、町有林のスギ材の中には90年生をはるかに伐期を超えたものがあるという話や直径50cmを超えた場合の製材時の対応、売り払い時における製品価値の低下等についての指摘をされた。現状の伐期を過ぎたスギ材の材積量の現状と推定販売価格をどのように捉えているのか。また、それらに対し行政としてどのような対応を考えているのか。

3. 実施3か年計画では、3事業展開による事業費は地元雇用に対する大きな起爆剤になると感じているが、なぜ町有林皆伐事業が初年度だけなのか。なぜ、それ以降の事業展開ができないのか。

以上の3点について、町長の見解を伺います。

○議長(岩館俊幸君) 昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

休憩	午前11時56分
再開	午後 1時00分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

町長、答弁をお願いします。

○町長(大森伊佐緒君) 8番、新井田昭男議員のお尋ねにお答えいたします。

当町の山林につきましては、木古内町森林整備計画並びに森林経営計画に基づき、年次的に整備をしております。

これは、森林による地域環境保全、土壌保全・土砂災害保全、水源涵養、保健レクリエーションなどの公益的・多面的機能を踏まえつつ、路網整備、流通体制、木材市場と価格動向、森林の生長度合いなど、様々な状況を勘案し、合理的、かつ計画的な林業施策として推進しているものでございます。

お尋ねの皆伐事業につきましては、スギの間伐事業地域と隣接し高林齢となっていたことや、一体的に実施することでコストの低減が見込めることから、カラマツの皆伐を実施しております。

また、スギの伐期につきましては、標準伐期齢が50年、主伐時期は70年と定めており、同様にトドマツは標準伐期齢が40年、主伐時期は55年、カラマツは標準伐期齢が30年、主伐時期は60年となっております。

このことから、町では、植栽後、下刈りや枝打ちなど必要な手入れを行うとともに適期に間伐を行い、最終的に皆伐を行うこととしており、皆伐箇所につきましては、再度植栽を行い、森林資源の循環利用を実施することとしております。

現在、スギで主伐時期を迎えたものは、森林調査簿上で9.32ha、5,497m<sup>3</sup>ございますが、従前の「国策として90年程度の長期伐期施策」という考え方。また、皆伐を実施した場合、次年度以降の植栽ほか施業費用が多額となることから、「早急な皆伐事業は必要ない」という考え方など様々ございますが、今後、市場価格や植栽にかかる費用などを勘案しつつ、年

次的な皆伐事業を検討してまいりたいと考えております。

二つ目のお尋ねの販売につきましては、標準伐期齢を超えたスギは森林調査簿上では20万㎡ほどございます。すべてこれを材として販売したと仮定いたしますと、収入は約9億円と推定されます。

また、大径木につきましては、中経木との混在など直径が不揃いのものを搬出販売しようとした場合には、対応が極めて困難なことが予想されますが、定期的に搬出する場合は、対応が可能な販売先と取引をすることなどで、出荷が可能になるかと思われます。

今後、森林の成長に伴い、大径木の増加が予想されますので、木材市場や生育状況、ほかの施業との兼ね合いなどを勘案しながら、関係機関と協議を進め、皆伐事業について検討を行いつつ、継続的な間伐事業を進めてまいります。

3点目のお尋ねの事業展開につきましては、現在町では、主に補助金の交付が受けられる間伐事業を中心に実施しておりますが、時々現場の状況を判断する中で、隣接地などで皆伐を必要とする林班がある場合には、皆伐事業を実施するなどの事業展開に努めております。

また、振興計画・実施計画では、想定された平成26年度のみのも皆伐事業となっておりますが、今後、間伐事業箇所を確認する中で、要皆伐事業箇所につきましても検討を進めることとしてまいります。

○議長(岩館俊幸君) 8番 新井田昭男さん。

○8番(新井田昭男君) 町長、どうも答弁ありがとうございます。

いま、私の質問に対しての縷々説明はありました。今回、私は各関係機関の団体さんの意見交換の中で、非常に我が町の財産であるスギ材。スギ材と言わず、いわゆる町有林のあり方について、多少教をいただいたという部分の中で、非常にいま言ったように、個人的には非常にやはり町の財産として、きちんと管理されるべきスギ材、あるいはトータル的な人工林です。特に私のほうはスギ材ということで一つのものがある程度テーマにはしているのですけれども、相当なやはり90年いわゆる「伐期を超えたものが相当あるのだ」と。いま、ざっくりでしようけれども約20万㎡ということで、金額に直すと「約9億円あるのだ」とこういうお話ですよ。これは、いまいまの状況からこれに至っているわけではないと思うのですけれども、やはり遙か昔から先人達がいろいろと育てて、我が町の財産としてやってきたとそういう経緯はわかります。しかしながらいつの世も、やはり皆さんこれを引き継いでいくわけですから、そういう部分のやはり価値観をきちんともった中で、どうしたらやはり「我が町としてこの財政を活かせるのだ」とそういうやはり思いでやってもらわないと最終的にはこの9億円という数字がある意味ではこれは半減になるかもしれません。あるいは、3分の1になるかもしれません。こういう非常に素材としてもものがあるにも係わらず、それを活かされていないと。そういう私はちょっと認識をしております。だから、こういうことがやはり話で聞きますと、やはり同じ町民として今回の間伐材の3か年の計画で「26年当初だけ」というのは、事業配分を見ると一般財源を使っているのです。だから、いわゆる売り払いでということであればそういうことになるのでしようけれども、いろんな諸事情はあるにしても。やはり例えばいまの9億円のもものが事業展開していく中で、これはやはり例えば間伐でも特にちょっと話が飛びますけれども、重要な間伐だとか植林だとかいろんなものはそれは国の補助はいろいろありますでしようけれども、やはり伐期を過ぎるということは、何もある意味では管理していないと同じようなことなわけですよ。町の財産を無視している

というのは、ちょっと極論ですけれども申し訳ないですけれども、そういう私は個人的な捉え方をしているのです。ですから、やはり事業展開含めて、あるいは我が町の雇用を含めた中で、1か年ではなくて2年、3年ということで例えば小出しでもいいですよ。「そういうことで雇用を生んでいくのだ」と、町長がいつも言っている「一次産業を大事にしていくのだ」と、「基幹産業である一次産業に協力していくのだ」というそういうどうも。先ほど、森林整備計画に基づいたというようなそれは適切な運営方法なのかもしれません。要は逆に言うと、いわゆる補助金を充てにした運営方法とも問われないわけでもないのですけれども。しかしながら、全体でやはり考えた場合に、これだけのものが実際に本来売れるものが売れていないと。町の財政として反映されていないというふうに捉えることができると思うのです。非常にやはりこれは、いまは民間というか組合のほうにいろいろ管理もお願いしていると思うのですけれども。実はこの間の話ですと、産業経済課の皆さんといろいろコンタクトをとって、前向きなお話をさせていただいて管理を進めているというお話を聞いています。それはそれでいいのですけれども、でもこういう状況になると先ほども言いましたけれども、いまいまの状況ではないにしても、非常にやはりこういう財産を軽視した状況にあるのかなとそれが大変私心配で、実はこういう状況をちょっと確認をさせてもらいたいということで、今回質問をさせてもらったわけであります。

もう一つは、大変申し訳ないのですけれども、ここにちょっと記載されていないのですけれども、森林組合さんとの話の中で、森林交付税の話が出たのです。大変ちょっとこれだけ一つ聞いていただきたいと思うのですけれども、従前の体制というのは私よく理解していないのですけれども、この辺をやはり使い道を今後どうしていくのかなと。やはりそれを考えていかなければならない時期なのかなと。こういう例えば伐期を過ぎたものを残された、あるいは水源の涵養だとかいろんな海の問題含めて、幅広くやはり使われる交付税がうまく機能していないということもちょっとお聞きしたので、この辺を合わせてもう1回どうですか。

再質問でいきますと、この9億円のもう1回町としての考え、これをどうしていくのだと。それと、いまのどうですか。小割りに皆伐事業は、地元雇用に対しても、やはりそういう意味合いで今後計画を当然見直されると思うのですけれども、小割体制でそして雇用を生んでいくというスタイルをもっているのかどうか。このちょっと2点だけ。

もう1点は先ほど、皆伐の8.7haというのは、要は適切であるという解釈でよろしいでしょうか。この三つちょっと、もう1回再度お聞きしたいです。

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後 1時13分
再開	午後 1時14分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

産業経済課長。

○産業経済課長(木村春樹君) 新井田議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、町長が答弁いたしました20万㎡、9億円というのは標準伐期齡。スギで言えば、50年生を過ぎたものがその程度あるということでございます。スギで言えば、一番古い林齡のものは73年生ということで、主伐期は若干過ぎておりますが、まだ必ず切らなければなら

ないというようなものではございません。先ほど、町長の答弁でもありましたように、長伐期という考え方もございますので、それらを踏まえた中ではまだ若干の猶予があるというふうに担当課のほうでは考えております。

ただ、皆伐事業を行っていく中で、失礼しました。間伐事業を行っていく中で、皆伐を行ったほうが良いと思われる箇所も当然出てきます。そのような場合については、コスト面から合わせて行っていききたいというふうに思っております。

それと、交付税の関係でございます。森林組合との意見交換会の中で、森林に関する交付税が算入されているということで、私のほうで確認させていただきました。ざっくり言えば800万円くらい入っているというふうに認識していました。ですので、それらについてどのような用途にしていくのかというのは、新井田議員も含めて、今後ご教示いただきたいというふうに思っています。

また、平成26年度に行いました皆伐事業8.6㎡、失礼しました。8.6haです。これにつきましては、状況によりまして今年度5.4haに減少させていただきました。これは、先ほど町長が答弁したとおり、スギの間伐地域の隣接地域ということでカラマツを皆伐しております。したがって、平成26年度においては適切だというふうに認識しております。

今後の年度につきましては、先ほど答弁したとおり、間伐地域をまず確認調査していく中で、皆伐をしたほうが良い地域があるとすれば、コスト面なり市場状況を見ながら、皆伐も検討していききたいというふうに思っています。以上です。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 一次産業の雇用をしっかりと守っていくというのは、大きな施策の柱でございます。そうした意味では、先ほども申し上げましたように、森林計画だとか森林経営計画がございますので、その中で計画を立てて、その計画に則って進めていくということは大事なことでございます。

現在、森林に従事されているかたに計画をもった進め方をしなければ、大量な事業が一遍に行うということも非常に難しいわけですので、木材の生長に合わせるだとか、様々な背景を元にしてしっかりとした計画に基づく事業の展開を図ると。これが最も大事なことだと思っております。

**○議長(岩館俊幸君)** 8番 新井田昭男さん。

**○8番(新井田昭男君)** 1番の8.76haに関しては、適切であると。「多少減ったよ」という話で、これはこれで理解をします。

2番目のすみません。3番目のいま町長からおっしゃったように、この雇用の面でもということで、いろいろ町としてもいろんな見方から継続していくというようなお話で捉えて理解しています。

問題は、2番目のいろいろ捉え方が先ほど違って、50年生以上のものという中での20万㎡、あるいは9億円という数字が出てきたのですけれども、先ほど73年生ですか。長伐期云々という話が出ましたけれども、これは我々素人な部分はあるのですけれども、なぜこれだけ73年生を長期的な考え方で伐期をするのだという考えなのかな。何かいわゆる73年生以上というのは、価値が上がるとかという方向性があるのでしょうか。一般的には、やはりいま50cmとか製材屋さんでも、「それ以上超えると非常に対応が難しいよ」と。なお且つ、良い時のものを素材として価値観を高めていくはずなのに、こういう73年生という数字のものが相当

あるのでしょうかけれども、こういう部分の考え方というのは我々あまり理解できないのですよね。何か理由があって残していくのだよと。町のPRのために「道南スギ木古内はこんなに立派なスギが73年生になるものがいっぱいあるのだ」と。「だから木古内はすごいよね」というようなことで使うのか、その辺の用途そのものがあまり私は理解できません。どういう方向性をもってこれが長期的な伐期というような思いがあるのか、これをちょっとお聞きしたいです。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 大きく分けますと2点ございまして、1点目は工場が直径の大きなものを十分に処理しきれていないという現実があります

したがいまして、大きなものでもいいのですが、それを安定的に取引先を決めて納めるということが可能であれば、そういう取引先を見つける中で進めていくことができますが、二つ目の生長している木が同じところと同じ太さのものがあればいいのですが、それぞれ飛んであるということで、それに係る経費を考えますと、木材を搬出するにあたっていつもマイナスの収入になってしまうということもこの一つにあります。これらについて、関係機関と協議を進めなければならないのですが、はたしてそういうバラバラあるものをそれだけ集めて、一つの取引先と購入していただいとということがこれからの課題になるかと思いたすので、二つの理由で現在積極的な取り組みができていないということでございます。

○議長(岩館俊幸君) 8番 新井田昭男さん。

○8番(新井田昭男君) いまの町長から二つのこととお話がありました。ある意味ではちょっと大変失礼ですけども、言い訳みたいに聞こえました。やはり、自分のものということであればもっともっと親身になるはずです。ですから、そういう部分はもうちょっと真剣にやはり考えていただいて、いわゆるそうであれば追加補正でも何でも、やはりこれを切ることにまた植林ができて、また新しい木を育てていけると循環するわけですよ。そういうことを思うと、それがあからあそこは散らばっているからというようなことはあまり理由にならないですね。確かにいろいろ皆伐にあたっては、切ってトラックで運ぶいろんな作業がありますよ。それは素人ながらわかります。しかしながら、やはりそういう何といいますか、やはり財源があるのに、そしてなお且つまたそういうものを伐期して、いろんないろいろありのしょうけれども、そういう植林を兼ねてまた新しいものを育てていくと。それがやはり長い年月でスパンで考えていかなければならないわけですよ、木は。きょう植えたからあした切れるというような状況ではないわけですから。そういう部分も含めて、やはり管理体制。我が町の財政源という一つの大きな枠の中でいけば、もっともっと考える予知はたくさんあると思います。ですから、そういう部分をぜひ町としても管理体制の構築含めて、町財政に何とか寄与できるようなスタンスで考えていただきたいと思います。以上をもって終わります。

○議長(岩館俊幸君) 以上をもちまして、8番 新井田昭男さんの一般質問を終わります。

次に、6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) 6番 竹田 努です。

きょう、3人目の一般質問となりますので、なるべく簡潔に終わらせたいと思いますので、町長よろしくお願ひします。

北の大地の始発駅としての取り組みについてであります。



平成28年3月の北海道新幹線開業に向け、12月1日から試験走行もはじまり、夢の実現が迫ってきております。

また、北海道新幹線関連事業も着々に行われており、他町から見ればうやましいと思われるほどの多くの事業を行っておりますが、町全体の気運としてはどうでしょうか。木古内町をどうPRして訴えていくのかが見えません。

開業に向けた記念事業実行委員会を10月に立ち上げて検討・準備を進めておりますが、開業時のイベントだけではなく、いかに町民や観光客等に対して木古内町としての意気込みを訴えていくのかが見えていないのが現状でないでしょうか。

できれば、いまの工事をやっておりますが、駅前あるいは庁舎に新幹線の懸垂幕、新幹線の写真入りの大型看板の設置等があれば、町全体・町民の気運も高まるのではないかと思います。町長の見解を求める次第であります。よろしくお願いします。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 6番、竹田 努議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねは、町全体の北海道新幹線に対する気運をどう盛り上げていくかということですが、去る12月の2日に町民が待ち望んだ北海道新幹線の車両が当町に姿を現したと。いよいよ当町も、「新幹線のまち」ということで、夢の第一歩が踏み出されたわけでございまして、非常に嬉しく思っているところでございます。

町では、新幹線効果を開業当初から地域に招き入れるそのことを目的に、これまで近隣町との連携した広域観光、あるいははこだて和牛を活用した食のメニューづくり。あるいは、駅周辺の開発整備など、多岐にわたる事業を展開してまいりましたが、新年度につきましては、これらの成果を内外に向けて強くPRしていく発信の年にしたいと考えております。

中でも、町民の方々において新幹線に対する関心を高めていくということは、最も重要なことと捉えており、現在、開業記念事業実行委員会においてワークショップを開催するなどして、新幹線への期待感を徐々に盛り上げていくための様々なアイデアを検討しているところでございます。

事業の開始は来年度からとなりますが、町といたしましても、できるものは前倒しに取り組んでまいりたいと考えており、現在、町内の事業者との連携により、駅前に大きなカウントダウンボードを設置することを検討しております。

今後とも、新幹線事業の集大成となる来年度に向けましては、様々な取り組みを機動的に展開してまいりたいと考えております。

**○議長(岩館俊幸君)** 6番 竹田 努さん。

**○6番(竹田 努君)** 自分が期待をしている部分について、町長は即取りかかってもらえるというようなことで、大変嬉しく思います。

それは、やはり駅前にカウントダウンの新幹線の写真の入ったそういう看板をあればなどいうのをこのあとの議論の中で言うつもりでメモしていたのですけれども、町長が「年度中にやります」ということですから、それはそれで良いことで。

やはり今回、12月の2日に新幹線が木古内町にはじめて入ってきた。あの時にはじめてちょっと目にしたのですが、例えばキーコ。キーコに付き添っているキーコガールズ、真っ赤なユニホームでのそういう迎えているのが印象に付いたのですよね。「ああ、思い切ったことをやってくれたな」という良いイメージで自分はとりました。これはやはり、はこだて和

牛を売り出すという部分新幹線もそうですけれども、はこだて和牛をイメージしたそういう部分で力を入れてきたのかなというふうに思っています。町長が言ったように、全て新年度予算ではなく、やはり気運を高めるためには、いまから新年度予算を執行するとなれば、5月・6月でなければ執行できない。そうすれば半年の期間があるわけですから、やはり場合によっては補正、臨時でも計上して必要だと思えばやるべきだ。また、予算付けをしなくてもできるものもあるでしょう。

例えば、やはり町の気運として高まらないというのは、例えば駅前見ても各商店に行っても、新幹線の絵の入った威臨丸だとかみそぎの中では一部新幹線のイメージの写真がありますけれども、やはりそれを木古内バージョンでやはり28年の3月に迎えるのだという部分のあれを各商店に配付をするだとか、そして例えば12月2日の新幹線が入ってきたあの写真を、号外で町民に例えば新聞折り込みで「木古内に新幹線が登場しました」という。確かに、新聞やテレビでは報道されています。一部の町民はあの寒い中、100何十名、150名くらいの町民のかたも参加して目にしている人はやはり感動していると思うのですよね。やはりそういう部分を、いち早くやはり住民に周知をして、新幹線の来るのを出迎えるという必要性は私は思っています。

それと、そのあとに今別に新幹線が入りまして、ちょっと新聞報道を見て、今別の町長さんはハッピーを着てヘルメットをかぶって並んで、出迎えているような光景をちょっと見たのですよね。そこで、木古内として新幹線の絵の入ったハッピーでも作って、やはりみんなを出迎える。これは、例えば新幹線が来た時の迎えるためのそういうものでなくて、いろんな場面にやはり使えるような、必ずしもハッピーが良いとは言いません。Tシャツがいいのかどうなのかという部分も含めて、やはり木古内としての木古内をいち早く訴える。例えば、みそぎ祭りの時に新幹線の例えばハッピーなりそういうスタッフウェアを着ていけば、「ああ、いよいよ木古内にも」という部分が、よそから他町から来た人も伝わるのかなというふうに思っています。

それとやはり、せっかくカウントダウンの駅前に町長は「看板を設置する」と言いましたので、やはりここで提案なのですが、例えば1か月毎がいいのか何か月に区切りのいいところで、やはり新幹線のカウントダウンのミニイベントをやるべきでないだろうか。そんな中で、例えば集まった人に例えばどういうことをやるかというのは別にしましても、餅まきをしてということではなくて、そこで例えば「交流センターにできる飲食のチケットを抽選で例えば何名様にプレゼントします」だとか、ちょっとしたきっかけ・アイデアの中で、それが町民に浸透してくるのではないかなというふうに思うのです。

それともう一つは、例えば北海道でもどこかの町でやっていると思うのですけれども、例えば田んぼアートといいますか、田んぼに例えば新幹線がいいのかはこだて和牛がいいのか、木古内と表示をするのがいいのかわからないのですが、そういうものでいち早く木古内町の意気込みそういうものをやはり見せるべきではないかなというふうに思うのです。例えば、田んぼアートをするにしても、1年前からかからないと種子の確保だとか圃場の確保だとかいろいろやはり難しい部分もあるわけですから、やはりいち早くそういう部分を相手があることですから、そういう部分の協力も得ながら、取り組めないのかなというふうに思うところがあります。その辺については、町長いかがでしょうか。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 新幹線の住民の気運の盛り上がりに加えて、外への発信ということで様々なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思います。そういったことをこまめに行って、みんなで新幹線を迎えるということがこれから当町の駅をたくさんのかたが利用していただけるその一つの要因にもなると思います。

キーコガールズについて、お褒めの言葉をいただきました。これは、担当のほうで随分練りに練って考えたことをごさいますして、今後もキーコはものを話さないという設定になっておりますので、インタビューを受けたり、またご説明をするという中で、キーコガールズの活躍が期待できるものと思っております。

ただ、キーコというのははこだて和牛がモチーフになっていますが、当町の位置付けとしては、はこだて和牛だけではなく、木古内の象徴ということでございまして、理解をしていただければと思っております。

また、商店街を回りますと、やはり新幹線というものが旗はありますけれども、店内に入ってそういったものがあるかという必ずしもそうではないという現状の中では、PR活動の一環として必要性があるのではないかと思います。

12月2日の新幹線がはじめて当町にやってきた時の号外PR、こういったのもいま言われると「うん、確かにそうだったな」と思うわけでございしますが、いくつか出していただきましたハッピーなど、あるいは田んぼアートなど形は違いますが、木古内の町が新幹線であったりキーコであったりこういったものがたくさんあるということがこれから大事になってくることでありますし、気運の盛り上がりには欠かすことのできないことだと思います。

これから、現在行われております開業記念事業実行委員会においても、そういったものも出されているようございしますので、できるものは早急に取り組んでいくという姿勢で進んでいきたいと思っております。

また、区切りのイベントということになりますと、開業前300日とか200日、100日とかこういうことになるかと思いますが、現在函館市さんも様々な事業を計画してございまして、「一緒にできるものは一緒にやろうね」とこういう連携をいま図ってございしますが、町内独自でもそういった事業は展開してみたいと思っております。

これも委員会のほうで、そういったことも出てくるかと思っております。先ほども申し上げましたように、やれるものは早急に進めていくということで進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長(岩館俊幸君)** 6番 竹田 努さん。

**○6番(竹田 努君)** ほぼ、町長からの答弁で理解をいたしました。北海道最初の停車駅、北の大地の始発駅にふさわしいやはりPR・取り組みを希望して、一般質問を終えます。

どうもありがとうございました。

**○議長(岩館俊幸君)** 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

## 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(岩館俊幸君) 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程になりました、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度木古内町一般会計補正予算(第8号)の専決処分を行い、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ669万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,678万9,000円とするものです。

補正の内容は、第47回衆議院議員選挙の執行に係る補正です。

それでは、詳細についてご説明いたします。7ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、25節 積立金 6万7,000円の減額は、この度の補正増となる財源のうち、不足分を財政調整基金で調整するものです。

続きまして、8ページです。

4項 選挙費、1目 選挙管理委員会費、1節 報酬、9節 旅費、合わせて6万7,000円の追加につきましては、選挙管理委員会を3回開催する経費です。

3目 衆議院議員選挙費、1節 報酬から次のページの18節 備品購入費まで、合わせて669万円の追加につきましては、第47回衆議院議員選挙における、ポスター掲示板、入場券、選挙啓発用懸垂幕、投開票管理者・立会人報酬、時間外勤務手当、開票作業関連機器等購入費用などです。

次に、歳入について説明します。6ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、3項 国庫委託金、1目 総務費委託金、2節 選挙費委託金 669万円の追加につきましては、衆議院議員選挙費委託金です。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) ご異議なしと認め、本案については原案のとおり承認されました。

- 議案第7号 木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第10号 木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第12号 木古内町福祉灯油支給条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第1号 平成26年度木古内町一般会計補正予算(第9号)
- 議案第2号 平成26年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第3号 平成26年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第4号 平成26年度木古内町水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第5号 平成26年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第6号 平成26年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(岩館俊幸君) 次に、一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(山本 哲君) それでは朗読いたします。

日程第9 議案第7号 木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例制定について、日程第10 議案第10号 木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第11 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第12 議案第12号 木古内町福祉灯油支給条例の一部を改正する条例制定について、日程第13 議案第1号 平成26年度木古内町一般会計補正予算(第9号)、日程第14 議案第2号 平成26年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第15 議案第3号 平成26年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第16 議案第4号 平成26年度木古内町水道事業会計補正予算(第2号)、日程第17 議案第5号 平成26年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第18 議案第6号 平成26年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 以上、日程第9 議案第7号のほか9件については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はじめに、町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま一括して上程となりました、議案第1号から議案第7号、議案第10号から議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、私より議案第7号並びに議案10号から12号までを説明し、その後、副町長より議案第1号から第6号までを説明いたします。

それでははじめに、議案第7号 木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案の説明資料につきましては、議案説明資料 資料番号3の19ページから20ページに、施行規則(案)を添付しておりますのでご参照いただきたいと思います。

本条例につきましては、現在、北海道新幹線木古内駅前に建設を進めている木古内町観光

交流センターの建物の名称及び位置を定めるとともに、施設管理にあたり必要な事項を定めるために制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年10月1日から施行するとしております。

なお、詳細につきましてはこのあと、まちづくり新幹線課新幹線振興室長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第10号 木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例改正は、嘱託員の報酬につきましては、職員の給与等に基づき決定をされておりますが、平成26年度の人事院勧告により職員の給料表及び勤勉手当が改正されますことから、嘱託員の報酬につきましても所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、嘱託員の報酬額を定めた別表に、職員の給料表の改定分と勤勉手当の0.15か月引き上げ分を反映させ改正をし、さらに平成26年4月1日から平成27年3月31日までの報酬額の減額を規定している附則第8項を改正するものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するとしております。

第2項では、改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなすとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料 資料番号3の28ページから30ページに添付しておりますのでご参照願います。

本条例改正は、平成26年度の人事院勧告により、平成26年4月にさかのぼり改定となる職員の給料表、通勤手当及び12月勤勉手当の支給率を改正するものでございます。

改正内容につきましては、給料表は平均0.3%引き上げ、別表第1及び別表第2とし、通勤手当は4,100円を4,200円に、6,500円を7,100円に改正し、勤勉手当は12月の支給率を0.15か月引き上げるものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行するとしております。

第2項では、改正後の規定は、平成26年4月1日から適用するとしております。

第3項では、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとしております。

第4項では、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

なお、詳細につきましてはこの後、総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第12号 木古内町福祉灯油支給条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料 資料番号3の31ページから33ページ

に添付しておりますのでご参照を願います。

本条例改正につきましては、現在、低所得世帯等に対して、暖房用灯油のみを福祉灯油として支給しておりますが、今年度の電気料金値上げ等を踏まえ、低所得世帯等の全ての燃料費の経済負担を軽減するために、灯油以外の燃料を使用している世帯にも支給をし、範囲を拡大するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成26年11月1日から適用するとしております。

なお、詳細につきましてはこの後、町民税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長(岩館俊幸君) 次に、副町長。

○副町長(大野 泰君) それでは私のほうからは、日程番号13番 議案第1号から18番 議案第6号までを提案申し上げます。

議案第1号 平成26年度木古内町一般会計補正予算(第9号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、1億4,105万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億3,784万円とするものです。

補正の主な内容は、第2表地方債補正は、臨時財政対策債の増額と郷土資料館改修工事の国庫補助金が確定したことによる文化財保存施設整備事業債の減額です。

第4表繰越明許費補正は、番号法対応等例規整備支援事業の事業期間が2か年となることから、繰越明許費の設定をお願いするものです。

第5表債務負担行為は、観光交流センター指定管理料及び農業の多面的機能支払交付金事業について、平成30年までの債務負担をお願いするものです。

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後1時57分
再開	午後1時57分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長(大野 泰君) 第4表繰越明許費、そして第5表債務負担行為というふうに読み替えます。

次に、2款 総務費は、番号法対応等例規整備支援業務委託料、財政調整基金積立金、泉沢旧教員住宅解体工事及び産業会館正面玄関改修工事、公用車購入、江差線代替輸送確保基金積立金などに係る補正です。

3款 民生費は、福祉灯油等支給事業、国民健康保険特別会計繰出金、福祉訪問車両購入、介護保険事業特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の補正です。

4款 衛生費は、ドクターヘリ離発着場看板整備、水道事業会計負担金、海岸漂着物改修処理業務委託料及び渡島西部広域事務組合衛生負担金の補正です。

6款 農林水産業費は、多面的機能支払交付金事業負担金及び漁港照明電気料の補正です。

8款 土木費は、町道佐女川1線道路摺付工事及び下水道特別会計繰出金に係る補正です。

9款 消防費は、渡島西部広域事務組合消防負担金の補正です。

10款 教育費は、公民館のコピー機借上料及び木古内中学校バレーボール部の第41回北海道ジュニアバレーボールキャンプ参加費用の補正です。

14款 職員給与費は、人事異動及び人事院勧告等に伴う給料、職員手当等及び共済費の補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきますのでよろしくご審議願います。

続きまして、議案第2号 平成26年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億8,636万4,000円とするものです。

補正の主な内容は、1款 総務費は、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正です。

2款 保険給付費は、平成25年度の事業費確定による補正です。

8款 保健事業費は、人事院勧告に伴う人件費及び健康管理システム保守管理委託料の補正です。

11款 予備費は、この度の補正について予備費で財源調整をするものです。

なお、詳細につきましては、町民税務課長より説明させていただきますのでよろしくご審議願います。

続きまして、議案第3号 平成26年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、1,786万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,081万8,000円とするものです。

補正の主な内容は、3款 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料及び平成25年度療養給付費負担金等の減額による補正です。

4款 諸支出金は、保険料還付加算金の増額に伴う補正です。

5款 予備費は、財源調整による補正です。

なお、詳細につきましては、町民税務課長より説明させていただきますのでよろしくご審議願います。

続きまして、議案第4号 平成26年度木古内町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の予定額におきまして、収益的収入では240万5,000円を減額し、その総額を1億5,834万3,000円とし、収益的支出では261万3,000円を減額し、その総額を1億5,864万1,000円とするものです。

次に、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与費を4,595万4,000円から4,231万5,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、建設水道課長より説明させていただきますのでよろしくご審議をお願いいたします。



次に、議案第5号 平成26年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、46万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,883万1,000円とするものです。

補正の内容は、1款 総務費は、人件費の補正です。

2款 保険給付費は、介護サービス等給付費の補正です。

3款 地域支援事業費は、人件費の補正です。

5款 諸支出金は、過年度分保険料還付金の補正です。

なお、詳細につきましては、保健福祉課長より説明させますのでよろしくご審議願います。

次に、議案第6号 平成26年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、16万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,502万円とするものです。

補正の内容は、職員人件費に係るものです。

それでは、歳出についてご説明いたします。7ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料 1万5,000円、3節 職員手当等 12万2,000円、4節 共済費 3万円、合わせて16万7,000円の追加は、今年度の人事院勧告による給与改定に伴うものです。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

4款 1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 16万7,000円の追加は、補正財源を一般会計繰入金で調整するものです。

以上、提案理由といたしますのでよろしくご審議願います。

私からは以上です。

○議長(岩館俊幸君) 2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時05分  
再開 午後2時15分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

条例関係について、議案第7号については、新幹線振興室長のほうから説明を求めます。  
新幹線振興室長。

○新幹線振興室長(中尾 敦君) ただいま上程になりました、議案第7号 木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例について、ご説明を申し上げます。

第1条では、北海道新幹線木古内駅を核とする広域の観光、物産及び食の魅力を発信することにより、交流人口の拡大及び農林水産品や特産品等の販路拡大による産業活性化を図ることを制定の目的として定めております。

第2条では、センターの名称及び位置、第3条では、センター内に設置する施設、第4条では、開館時間及び休館日について定めております。

第5条から第12条まではセンターの使用に係る規程でございまして、使用の申請、使用の

制限、使用許可の取消、使用料、使用料の還付、目的外使用等の禁止、原状回復、損害賠償について定めております。

第13条及び第14条は、指定管理に関する事項でございまして、第13条では、指定管理者にセンターの管理を行わせることができることや、指定管理者が町長の承認を得て開館時間及び休館日を定めることができること。

第14条では、センターの利用料金を指定管理者の収入として収受させることができることや、指定管理者が条例で定める額の範囲内において、町長の承認を得て利用料金を定めることなどについて定めております。

第15条では、委任について定めており、最後に別表において、センター内の諸施設における使用料を定めてございます。

なお、議案説明資料 資料番号3の19ページから20ページに本条例の施行に係る規則（案）を添付しておりますのでご参照願います。

説明は以上でございまして、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

**○議長(岩館俊幸君)** 次に、議案第11号につきましては、総務課長。

**○総務課長(新井田勝幸君)** それでは上程になりました、議案第11号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正条例につきましては、議案説明資料を使ってご説明申し上げます。

資料番号3の28ページから30ページに添付をしてございますので、お開きを願いたいと思います。

平成26年8月7日に平成26年度の人事院勧告が出されまして、国家公務員の給与法が同11月12日に改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、先ほど町長からも申し上げましたけれども、給料表を平均0.3%引き上げ改定、12月の勤勉手当を0.15か月引き上げ、通勤手当の一部を増額改正するものでございます。

はじめに、新旧対照表28ページ及び29ページの通勤手当につきましてご説明申し上げます。

まず28ページをお開き願います。

通勤手当につきましては、通勤距離片道5km以上10km未満の通勤手当が4,100円から4,200円に、通勤距離片道10km以上の通勤手当が6,500円から7,100円に改正になりますことから、これらの関係条文を改めるものでございます。

次に、新旧対照表29ページ及び30ページの勤勉手当につきましては、条例第16条の4第2項第1号の再任用以外の職員、一般職員の支給割合につきまして、12月支給分を100分の67.5から100分の82.5に改めるものでございます。

同条第2号につきましては、再任用職員の支給割合について、12月支給分を100分の32.5から100分の67.5に改めるものでございます。

次に、新旧対照表30ページでございまして、附則32条につきましては、附則29条により給与月額1.5%減額が適用されます55歳以上の管理職職員。いわゆる、特定職員の給与月額の削減率を勤勉手当にも適用するための改正でございまして。

次に、給料表の別表第1行政職給料表及び別表第2イ 医療職給料表（二）、及びロ 医療職給料表（三）を改正するものでございます。

説明は以上で終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 次に、議案第12号 町民税務課長のほうから説明を求めます。  
町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) ただいま上程になりました、議案第12号 木古内町福祉灯油条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

資料に沿って説明をさせていただきます。資料31ページをお開きください。

条例名「木古内町福祉灯油支給条例」を「木古内町福祉灯油等支給条例」に改めます。

1条中、灯油（以下「福祉灯油」という。）を冬期間における暖房用灯油（電気、ガス、石炭、薪等を暖房用の手段とする場合を含む。以下「福祉灯油等」という。）に改めます。

第4条中、「支給の量は、1世帯当たり」を「暖房用に灯油を利用している世帯については、1世帯当たり」に改正いたします。

新たに2項を設け、暖房用に灯油以外を利用している世帯については、1世帯当たり12月1日現在における木古内町が町内灯油販売店で灯油を購入する時の1リットル当たりの灯油購入価格に90を乗じて得た金額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「相当金額」という。）とする。を付け加えます。

第5条中、「福祉灯油」を「福祉灯油等」に改めます。

同条中第5号を削り、第6号を第5号とします。

第6条中、「福祉灯油」を「福祉灯油等」に改めます。

続きまして、32ページです。第8条中、「福祉灯油の支給は、町長が発行する券を申請者に交付する方法により行うものとする。」を「支給は、町長が発行する券の交付又は相当金額の支給をもって行うもの」に改めるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成26年11月1日から適用する。

資料33ページは、渡島管内の平成25年3月現在の福祉灯油支給状況について添付をさせていただきますのでご参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 次に、補正予算関係について説明を求めます。

議案第1号については、総務課長のほうからお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) それでは、議案第1号 平成26年度木古内町一般会計補正予算(第9号)につきまして、詳細のご説明を申し上げます。

まず、6ページをお開き願います。

第2表地方債補正につきましては、今年度の臨時財政対策債が760万円追加となりますことから、限度額を1億3,400万円から1億4,160万円に、文化財保存施設整備事業債は郷土資料館改修工事におきまして、国庫補助金が決定されたことに伴い2,180万円を減額し、限度額を4,400万円を2,220万円に変更するものでございます。

次に、7ページです。

第4表繰越明許費補正は、番号法対応等例規整備支援事業の事業期間が平成27年度にまたがることから、繰越明許の設定をお願いするものでございます。

次に、8ページです。

第5表債務負担行為は、観光交流センター指定管理料につきましては、今年度に指定管理者を募集・決定し、平成27年度から平成30年度までの指定を行うことから、その間の債務負

担をお願いするものです。議案説明資料 資料番号3の1ページから3ページに指定管理料の考え方を資料として添付してございますので、ご参照をお願いいたします。

次に、多面的機能支払交付金事業につきましては、今年度から5か年事業として実施することから、平成27年度から平成30年度までの債務負担をお願いするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。21ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、1節 報酬 1万4,000円は、人事院勧告による給与改定に伴う嘱託員報酬の追加でございます。9節 旅費 28万7,000円の追加は、町長が渡島町村会及び北海道町村会の役員就任などにより、出張回数が増となったことによるものでございます。13節 委託料 175万円の追加は、社会保障・税番号制度など、平成26年度から27年度にかけて行われる法律改正に伴い、関係する条例改正のための準備作業が膨大となることから洗い出し作業などを外部委託するものでございます。25節 積立金 1億1,926万4,000円の追加は、この度の補正で剰余となる財源につきまして、財政調整基金積立金へ積み立てするものでございます。3目 施設管理費、12節 役務費 58万5,000円は、今年度建設された公共施設の火災保険料及び新たに購入の公用車共済保険料等の追加です。15節 工事請負費は、泉沢旧教員住宅解体工事費 220万円と、次年度以降の計画でございました産業会館改修事業のうち、正面玄関の修繕を地域の元気交付金を活用し、前倒しで実施するための工事費 820万円、合わせて1,040万円の追加でございます。議案説明資料 資料番号3の6ページに、産業会館玄関修繕工事の平面図等を添付してございます。ご参照を願います。

続きまして、22ページです。

18節 備品購入費は、地域の元気交付金対象事業として行う老朽化した公用車1台分の更新費用 206万1,000円の追加と、福祉バスの入札減 630万5,000円、合わせて424万4,000円の減額でございます。4目 交通安全対策費、18節 備品購入費 50万4,000円の減額は、交通安全指導車の入札減によるものです。5目 企画振興費、25節 積立金 69万円の追加は、江差線代替輸送確保基金の運用益の増額によるものです。

次に23ページです。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、20節 扶助費 10万4,000円の追加は、これまで生活困窮世帯に対しまして冬期間の燃料灯油を支給しておりましたが、灯油以外のものを暖房として使用している世帯にも支給対象を拡大するものです。28節 繰出金 1,000円は、国民健康保険特別会計繰出金の追加です。3目 老人福祉費、18節 備品購入費 189万8,000円の追加は、地域の元気交付金対象事業として行う高齢者世帯等の訪問・移送サービス用の車両更新の費用です。28節 繰出金 46万8,000円は、介護保険事業特別会計繰出金の追加です。5目 保健福祉総務費は、当町でバスケットボール大会が開催されました、第52回北海道障害者スポーツ大会の運営費に対して、北海道市町村振興協会から助成金 8万2,000円を財源振り替えるものです。

24ページをお開き願います。

11目 後期高齢者医療費、28節 繰出金 1,448万7,000円の減額は、事業費確定見込みによる後期高齢者医療特別会計繰出金の減額です。

次に、25ページです。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、11節 需用費 17万9,000円の追

加は、平成27年2月から運行開始予定のドクターヘリの亀川地区離発着場に一般車両進入禁止用の看板を設置するものです。19節 負担金補助及び交付金 343万1,000円の減額は、水道事業会計負担金の減額でございます。3目 環境衛生費、13節 委託料 2,000万円は、北海道からの要請を受けまして実施する海岸漂着物回収処理事業業務委託料の追加です。議案説明資料 資料番号3の7ページに実施箇所図を添付してございますので、ご参照を願います。

次に、26ページです。

2項 清掃費、1目 清掃総務費、19節 負担金補助及び交付金 120万2,000円の追加は、人事院勧告に伴う衛生センター職員人件費の増額及びし尿汚泥処理施設の電気料金等の値上げによるものです。

次に、27ページです。

6款 農林水産業費、1項 農業費、4目 農業振興費、19節 負担金補助及び交付金 339万3,000円は、議案説明資料 資料番号3の8ページから12ページをご参照願います。農業の多面的機能の維持発揮のために今年度新たに設立された制度です。地域共同活動組織、木古内地区資源保全会に対し、国2分の1、北海道と町が4分の1の割合で補助し、農業の発展と農村地域の振興を図るもので、町の負担分を追加するものでございます。

次に、28ページです。

3項 水産業費、1目 水産業総務費、11節 需用費 13万7,000円は、電気料金値上げに伴う漁港照明電気料の追加です。

次に、29ページです。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費、15節 工事請負費 250万円の追加は、都市計画道路3.4.3環状線と町道佐女川一線、町道中学校線が交差する部分を車両の通行に支障が出ないように交差点改良をするものです。議案説明資料 資料番号3の13ページと14ページに位置図と詳細図を添付してございます。ご参照願います。

次に、30ページです。

4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、28節 繰出金 16万7,000円は、人事院勧告による給与改定に伴う人件費が増額となることから、下水道特別会計繰出金を追加するものです。

次に、31ページです。

5項 住宅費、1目 住宅管理は、11月より朝日団地2号棟の入居者が決定したことにより、住宅使用料 92万5,000円、駐車場使用料 5万4,000円、家賃低廉化事業交付金 142万6,000円、合わせて240万5,000円を財源振り替えするものです。

次に、32ページです。

9款 消防費、1項 消防費、1目 消防費、19節 負担金補助及び交付金237万円は、人事院勧告による給与改定に伴う増額等による渡島西部広域事務組合消防負担金の追加です。

次に、33ページです。

10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費、14節 使用料及び賃借料 8万6,000円は、コピー機借上料の追加です。

次に、34ページです。

3項 中学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 17万8,000円は、11月3日に行われた男子バレーボール道南中学校新人戦大会におきまして、木古内・上ノ国合同チームが優勝し、

その結果、木古内中学校男子バレーボール部が平成27年1月9日から11日まで、芦別市で開催される第41回北海道ジュニアバレーボールキャンプへの参加推薦を受けたため、参加費用を追加するものです。議案説明資料 資料番号3の15ページから17ページに参加報償費の内訳などを添付しております。ご参照願います。

次に、35ページです。

4項 社会教育費、4目 資料館運営管理費は、郷土資料館改修工事におきまして、国の集落活性化推進事業補助金 2,181万6,000円の交付が決定したことによる財源振り替えです。

次に、36ページです。

14款・1項・1目 職員給与費、2節 給料 262万7,000円の減額、3節 職員手当等 281万4,000円の追加及び4節 共済費 214万3,000円の減額、合わせて195万6,000円の減額は、職員の退職、人事異動及び人事院勧告による給与改定等の増減によるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。11ページです。

12款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料、3節 住宅使用料（現年度分） 92万5,000円、5節 駐車場使用料 5万4,000円は、11月から入居を開始した朝日団地2号棟の住宅使用料及び駐車場使用料の追加です。

次に、12ページです。

13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金 22万5,000円の追加は、保健基盤安定制度医療費支援事業費の確定による負担金の増によるものです。

次に、13ページです。

2項 国庫補助金、4目 土木費補助金、3節 住宅費交付金 142万6,000円の追加は、朝日団地2号棟の家賃低廉化事業交付金です。6目 総務費補助金、3節 集落活性化推進事業補助金 2,181万6,000円は、郷土資料館改修工事に対する集落活性化推進事業補助金の追加です。

次に14ページです。

14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金は、事業費確定に伴う保険基盤安定制度軽減保険料負担金 119万円、保健基盤安定制度医療費支援分負担金 11万2,000円、合わせて130万2,000円の追加です。4節 後期高齢者医療負担金 117万1,000円の減額は、事業費確定に伴う保健基盤安定制度軽減保険料負担金の減額です。

次に、15ページです。

2項 道補助金、1目 総務費補助金、2節 地域づくり総合交付金 34万7,000円は、福祉灯油等支給事業に対する補助金の追加です。3目 衛生費補助金、2節 環境衛生費補助金 2,000万円の追加は、海岸漂着物回収処理事業に対する補助金の追加です。

次に、16ページです。

15款 財産収入、1項 財産運用収入、2目 1節 利子及び配当金 69万円は、江差線代替輸送確保基金利子収入の追加です。

次に、17ページです。

2項 財産売却収入、1目 不動産売却収入、1節 土地売却収入 4,250万円の追加は、字木古内187番地17、2,083.17㎡を道営住宅建設地として北海道へ売り払いするものです。議

案説明資料 資料番号3の4ページに、売却地箇所図を添付してございます。ご参照願います。

3目 1節 物品売払収入は、旧福祉バスの売却収入 21万6,000円から、予算計上済額 1万円を差し引いた20万6,000円の追加です。

次に、18ページです。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 1節 地域の元気臨時交付金基金繰入金 996万円は、地域の元気臨時交付金につきましては、基金化した分は平成26年度中の執行が必要なことから、交付決定額 2億7,650万7,000円から執行済額 1億3,483万2,000円と、平成26度の当初予算額 1億3,171万5,000円の差額を今回追加するものでございます。

次に、19ページです。

19款 諸収入、5項・1目・4節 雑入は、議案説明資料 資料番号3の5ページをご参照願います。都市計画道路3.4.3、環状線通整備に伴う鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの旧町道中学校線の機能保証金 5,688万9,000円、第52回北海道障害者スポーツ大会助成金 8万2,000円、合わせて5,697万1,000円の追加です。

次に、20ページです。

20款 町債、1項 町債、1目 総務債、1節 臨時財政対策債 760万円は、交付税算定結果に基づく臨時財政対策債の追加です。4目 教育債、2節 文化保存施設整備事業債 2,180万円の減額は、郷土資料館改修工事国庫補助金の確定に伴う起債の減額によるものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議願います。

○議長(岩館俊幸君) 議案第2、3号につきましては、町民税務課長より説明を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) 議案第2号 平成26年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

それでは、詳細について歳出から説明申し上げます。7ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料 108万円の減額、3節 職員手当等 15万9,000円の減額、4節 共済費 61万2,000円の減額、合わせまして185万1,000円の減額は、人事院勧告及び人事異動によるものです。

8ページをお開きください。

2款 保険給付費、1項 療養諸費、2目 退職被保険者等療養給付費、19節 負担金補助及び交付金、退職被保険者等療養給付費 1,163万9,000円の追加をお願いいたします。

9ページをお開きください。

2項 高額療養費、2目 退職被保険者等高額療養費、19節 負担金補助及び交付金、退職被保険者等高額療養費 567万2,000円の追加をお願いします。

10ページをお開きください。

8款 保健事業費、3項 特別総合保健施設事業費、1目 保健指導事業費、2節 給料 1万4,000円の追加、3節 職員手当等 18万8,000円の追加、4節 共済費 1万4,000円の追加、13節 委託料 49万3,000円の減額、合わせまして27万7,000円の減額は、人事院勧告による増額、健康管理システム保守管理委託料の減額によるものです。

11ページをお開きください。

11款 予備費、1項 予備費、1目 予備費、予備費 1,518万2,000円の予備費の減額をお願いいたします。

次に、歳入を説明させていただきます。

6ページをお開きください。

8款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 保険基盤安定繰入金、1節 保険基盤安定繰入金 保険基盤安定繰入金軽減分 158万7,000円、保険基盤安定繰入金支援分 45万1,000円、合わせまして203万8,000円の追加をお願いいたします。2目 一般会計繰入金、1節 一般会計繰入金 203万7,000円の減額をお願いいたします。

以上、提案の理由としますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第3号 平成26年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。8ページをお開きください。

3款 後期高齢者医療広域連合納付金、1項 後期高齢者医療広域連合納付金、1目 後期高齢者医療広域連合納付金、19節 負担金補助及び交付金 1,786万円の減額につきましては、平成25年度の実績確定による減額です。

続きまして、9ページです。

4款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、2目 保険料加算金、23節 償還金利子及び割引料、保険料還付加算金として2万6,000円の追加をお願いします。

続きまして、10ページです。

5款 予備費、1項 予備費、1目 予備費、予備費 2万6,000円の減額をお願いいたします。

次に、歳入について説明をさせていただきます。6ページをお開きください。

1款 後期高齢者医療保険料、1項 後期高齢者医療保険料、1目 特別徴収保険料、1節 特別徴収保険料現年度分 655万7,000円の減額をお願いいたします。2目 普通徴収保険料、1節 普通徴収保険料現年度分 320万4,000円の追加をお願いします。減額・増額の理由は、特別徴収から普通徴収への移動によるものです。

続きまして、7ページをお開きください。

4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 事務費繰入金、1節 事務費繰入金 72万5,000円の減額、2目 保険基盤安定繰入金、1節 保険基盤安定繰入金 156万2,000円の減額、3目 療養給付費負担金繰入金、1節 療養給付費負担金繰入金 1,220万円の減額は、平成25年度の実績確定に伴うものです。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(岩館俊幸君) 議案第4号につきましては、建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) 議案第4号 平成26年度木古内町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

収益的支出の説明させていただきます。7ページをお開きください。

合わせまして、議案説明資料 資料番号3の18ページをご参照ください。

1款 水道事業費用、1項 営業費用、2目 配水及び給水費、節 給料 23万6,000円、手当 22万6,000円及び法定福利費 15万2,000円の追加は、人事院勧告給与改定に伴う補正です。3目 受託工事費、節 受託工事費 102万6,000円の追加は、冷水線に消火栓1基を新設するものです。



続いて、8ページです。

4目 総係費、節 給料 226万9,000円、手当 51万3,000円及び法定福利費 119万7,000円の減額は、人事異動に伴う補正及び人事院勧告給与改定に伴う補正です。3項 特別損失、1目・節 過年度損益修正損 27万4,000円の減額をお願いします。地方公営企業法の改正により、6月期末勤勉手当及びそれにかかる法定福利費のうち、4か月分（12月から3月）の分を計上しておりますが、人事異動及び人事院勧告給与改定に伴う6月手当及びそれに係る法定福利費の減額補正です。

続きまして、収益的収入の説明をさせていただきます。6ページをお開きください。

1款 水道事業収益、1項 営業収益、2目、節 受託工事収益 102万6,000円の追加は、消火栓新設に伴う渡島西部広域事務組合からの受託工事分です。

2項 営業外収益、2目、節 他会計負担金 343万1,000円の減額は、一般会計から人件費按分に係る負担金の減額です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**○議長(岩館俊幸君)** 次に、議案第5号については、保健福祉課長のほうから説明を求めます。

保健福祉課長。

**○保健福祉課長(名須賀六男君)** ただいま上程になりました、議案第5号 平成26年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、歳出よりご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、1節 報酬 9,000円の増額、2節 給料 1万円の増額、3節 職員手当 19万8,000円の増額、共済費 3万1,000円の増額、合わせて24万8,000円の増額は、人事院勧告による給与改定により増額するものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

2款 保険給付費、1項 保険給付費、1項 介護サービス等給付費、19節 負担金補助及び交付金 11万4,000円の減額につきましては、第1号被保険者保険料還付金、過年度分に当てるために減額するものでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

3款 地域支援事業費、1項 地域支援事業費、1目 介護予防事業費、2節 給料 1万7,000円の増額、3節 職員手当 7万4,000円の増額、4節 共済費 1万8,000円の増額、合わせて10万9,000円の増額は、人事院勧告による給与改定による増額のものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

3款 地域支援事業費、1項 地域支援事業費、2目 包括的支援事業・任意事業費、3節 職員手当 9万8,000円の増額、4節 共済費 1万3,000円の増額、合わせて11万1,000円の増額は、人事院勧告による給与改定による増額するものでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 第1号被保険者保険料還付金、23節 償還金利子及び割引料 11万4,000円の増加につきましては、過年度保険料還付対象者の増により増額するものでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

6ページをお開き願います。

5款 繰入金、1項 一般会計繰入金、4目 その他一般会計繰入金、1節 事務費繰入金  
46万8,000円の増額は、人事院勧告による給与改定により事務費繰入金が増額となったものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(岩館俊幸君)** 提案理由の説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑は条例関係と補正予算関係を分けて行いますので、はじめに条例関係についての質疑を行います。質疑ございませんか。

6番 竹田 努さん。

**○6番(竹田 努君)** まず、議案7号の木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例の中で、待望の観光交流センターの工事が着手。今定例会で、設置及び管理に関する条例が提案されております。本格的な観光交流センターが動き出した。このような感もあるわけですが、何か質問をさせていただきます。

まず、一点目なのですがこの条例制定後、指定管理者を決定するのはどの時期に決定をするのか。このあと、たぶん公募だとかそういう手続きを踏んでのことなのかなというふうに思いますけれども、その辺についてお知らせください。

二点目は、第8条で使用料を定めております。別表で、交流広場・多目的ルーム・ミニイベント広場と三点を定めておりますけれども、飲食施設あるいはレンタカーのテナント料。これは、条例で定めなくてもいいものなのか。資料の指定管理料についての考え方の中で、施設利用者及びテナント・飲食・レンタカーからの収入については指定管理者に帰属するという町の考え方がありますけれども、これはやはり町としてテナントの料金を設定すべきだろうという考えの基でこの辺、どういう考えの基でこういう形になったのかという部分。

それから三点目については、債務負担行為をこの27年から30年の4年間にしたという、この4年間の定義は何なのかなということでお聞きします。それは、「なぜ」と言いますと、この説明資料に付いているこの概念図と言いますか積算額を書いています。その中で、確かに指定管理料の債務負担行為についても今回の議会では提案になっているわけですがけれども、その辺の考えがまだ指定管理者も決定をしていない。そういう中で指定管理料、その辺のやり取りもまだしていないのにはたしていかなものかという部分なのです。それと、1ページのこの考え方の中で、「債務負担行為の範囲以内で予算計上し、毎年度協定をして締結を、そして支払いをする。」というふうになっていますよね。そういうことからすれば、逆にこの債務負担を取ったその金額よりいろいろな諸事情で指定管理者と契約したはいいいけれど、毎年度の協定が不調となった場合にどうなるのかという心配があるものですから、はたしてそういう部分を想定しているのか、アバウトにかなり余裕のあるこの指定管理料というとらえ方なのか。その辺がよくやはり理解できない。その辺についての説明をお願いをしたいというふうに思います。

それからもう一点は、福祉灯油の関係でありますけれども、今回の条例改正で灯油だけではなく、薪だとか電気を使用しているかたについても拡大したということは、いままでの議論等を反映したものとして一定の評価をしたいわけでありまして。ただ、この33ページの資料に管内の24年度の福祉灯油実績が掲載になっております。よくわからないのは、ここで資料を添付してくれたのは、管内の状況がこうですよということですが、あまりにも例えば世帯・人口等が差のない知内町と比較した場合に、この福祉灯油の件数があまりにも

我が町と差がありすぎる。これは、どういうことでうちの木古内町の件数が少ないのか、その辺についてお知らせ願いたいのと、それとこの表の24年度実績の中で地域づくり総合交付金の活用の有無の中で、木古内町はこれを活用していない。先ほどの補正の中で、地域づくり総合交付金34万7,000円の入を見えていますから、いままでは活用していなかったけれども、今年度からはこれを適用して行うということだろうと思うのですけれども、だとすれば、確かに灯油以外での支給の拡大はなったのですがこの表をつくって、担当ばかりではなくて当然、町長。この件数を見て、知内町は例えば高齢者・ひとり親・障がい者を含めて315人という件数なのです。ですから、木古内町が24年度の実績を見ますと46件。そして要件を見ますと、知内は70歳以上、木古内町は65歳以上。それぞれの町村で、この福祉灯油の支給基準があらうと思いますけれども、どうしてこんなに差が付くのか。せつかく、地域づくり総合交付金を活用するわけですから、差し引きをしますと30万足らずの一般財源で済むわけですよ、いまことしの予算からしますと。もっと、やはり高齢福祉に対する、きょうの一般質問でも触れていましたけれども、やはり高齢福祉に対する思いをあれしますと、なぜどうなんだらう。木古内町が行っている、例えば所得基準の85万の線引きがはたしていいのか。よその他の町では、その所得制限をしていない町もあるやに聞いておりますし、その辺。今年度は今年度としてやむを得ないと思いますけれども、今後の町長。高齢福祉に対する考えとしてどうなんでしょう。このままで木古内町は行くということなのか、他の町村が。福島、知内の件数を見ますと、木古内の倍以上です。だから、数が多ければいいということではないのですけれども、せつかく北海道に行っている地域づくりの交付金を活用してやるからには、もっとはやり拡大をしてもいいのかなという気がするものですからその辺の考えについて。この福祉灯油の関係は町長のほうから答えてもらいたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 新幹線振興室長。

○新幹線振興室長(中尾 敦君) 竹田議員からのご質問に対するお答えでございます。

まず第一点目、観光交流センターの指定管理者はどの時期に決まるのかというご質問でございます。これにつきましては、本定例会におきまして条例及び債務負担行為のご承認をいただきまして、年明け、1月から2月にかけて公募をしたいというふうに考えてございます。公募を踏まえまして、選考委員会等を経まして町としての事業者を選定し、来年の第1回定例会で議会のご承認を得まして指定管理者を決めてまいるという段取りで進めてまいりたいと考えてございます。

二点目、使用料に関してでございます。本条例で定めております使用料と申しますのは、一般の町民のかたがこのセンターを使う際の料金といったものを定めるという趣旨でございます。ご紹介のありましたレンタカーなどの事業者につきましては、どちらかと言いますと一般的なご利用というよりは企業誘致と。非常に経営環境の厳しい木古内の中できちんと営業していただくという趣旨でお招きをする、誘致をするというものでございますので、基本的には個別事業者との交渉で決まってしまうということでございます。

第三点目の、債務負担行為ないし指定管理の期間の話でございました。地方自治法上、指定管理を定める時期についての規定というのはございません。どのように定めてもいいことになってございますが、一般的には指定管理期間は3年程度に定めておられて運用されるようなケースが多いように承知しております。私どもも、当初は3年という考え方でおったのですが、開業当初の平成27年度は途中からと。営業が年度を通してということではござい

ませんので、27年度はそれの3年間に加えまして最初に関しては4年間という決め方をしたということでございます。債務負担行為の額につきましても、私どもとしても一定のきちんと経営が成り立つというのですか、運営が成り立つような形で極力組んでいるということでございまして、公募の際はこの債務負担行為の額をお示しをして、この範囲でやれるかたというような形で事業者を募集してまいりたいというふうに思いますので、基本的には大きな経済情勢の変動がない限りは、この債務負担行為の中で4年間の指定管理が行われていくものというふうに私どもは考えてございます。

以上でございます。

○議長(岩館俊幸君) 次に、町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) 福祉灯油についてのご質問です。まずは、木古内町の場合の基準が、非課税世帯で収入金額が85万円を超えないものというふうな基準になってございます。竹田議員さんのほうの質問ですと、おそらく非課税世帯が対象の場合にはそのような形で増えるのではないかとというふうに予測をしております。あと、どうして交付金の補助制度を利用しないのかということなのですが、北海道は平成26年度から50万の交付基準額の下限を撤廃したということで今回、木古内町が補助の申請の対象にあるということでございまして、今回からというふうなことで、これまでは50万を超えるような支給の仕方はしてなかったということです。

以上です。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 近隣自治体との見合いの中で当町の対象者が極めて少ないということでございまして、説明はいま担当課長がしたところでございます。これは、今後の課題ということで協議をしてみたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) まず、観光交流センターのテナントの部分については、企業誘致という考えの基で、その事業者とテナント料の取り決めをするということでもいいのですね。ただこの場合、町がそれを設定するのか、ここに書いてある指定管理者に帰属をするという部分で、指定管理者にお任せをするということなのか。なぜこれを聞くかと言いますと、この3ページの収入でテナントの収入を見込んでいますよね。2年目からは400いくらだったかな。ということは、この3者の積算があると思うのです。飲食は月いくら、レントは月いくら。掛ける12でこの予算計上になっていると思うのです。私は、そこをいま求めているのです、どうなのですか。最終的に室長が答えたように、この指定管理者が決定すれば管理者と折衝をして、この金額の範囲内でできる指定管理者にするということですから、例えば決めた指定管理者と金額の折り合いが合わなければ、また再度金額の変更ということもあり得るのかなというふうに私は思っていたものですから、ただいまの説明からしますとその範囲内でやってもらうということですから、それはそれでいいと思います。ですけど、やはりここで歳入でテナント収入を見込んでいるわけですから、飲食施設は月10万ですよ。レントは20万ですよという部分のその数字をはじいた数字をまず教えてください。

それと、福祉灯油の関係なのですが町長。これから、その部分も含めて検討をしたいということなのですが、例えば先ほど大瀬課長が答えたように、非課税世帯のうち世帯収入の合計、85万を超えない世帯が我が町の福祉灯油の対象世帯です。片や、隣町の知内町を

見ますと非課税世帯、世帯収入の85万の線引きがないのです。ですから、たぶん木古内と知内の件数の違いが出たのかなというふうに思っています。これですね、何とかやはりせつかくこういう福祉灯油といういい制度でありますし、地域づくり総合交付金も活用するわけですから、何とか今年度からこのあとの臨時会でも補正提案という部分でできないものですか、来年からではなくて。これはやはり、高齢福祉に対する大きな政策なのかなというふうに思っているものですから、その辺について再度、お願いをしたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 新幹線振興室長。

○新幹線振興室長(中尾 敦君) 観光交流センターのテナント料に関する再度の質問でございます。センターのテナントに関しましては、最終的には今後、公募で決まります指定管理者と入っていただくテナントの方々が契約に基づいて決まるというのが最終形でございます。しかしながら、その前提といたしまして、町として企業誘致をはかるに当たりまして、一定の目安となるテナント料というのをご提示ないしご協議をしてくれているというところでございます。一例を申しますと観光交流センターのテナント料につきましては、月額10万円ということで算定をしております。これは、町内におきます類似施設のテナント料を参考にしたり、あるいは今回プロデュースということで監修のご協力をいただきますアル・ケッチャーノのご意見などを踏まえながら月額10万円という形で設定をし今般、町内の飲食事業者に対してもその額をお示しした上でご応募をいただいておりますので、且つ私どももそれを前提としまして指定管理者の公募もしてまいりますので、おそらくそこはご納得いただける指定管理者が現れるのであれば、きちんとした協定が結ばれるのではないのかというふうに思っております。レンタカーも似たような考え方で進んでおりますが、額につきましてはこれを公開するに当たりまして、レンタカー会社との協議が必要となりますので、この場で額を申し上げることはちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 竹田議員のご提案につきましては、決して否定をするものではございません。様々な形で高齢者福祉というものを実現していかなければならない。これだけを比べまして、隣町と比較して多いとか少ないという議論ではなくて、当町は当町なりの福祉政策というのが行われているわけでございますから、それを一つずつ比べて「多い、少ない」という協議は当てはまらないですし、それぞれの自治体の考えの中で決められたことだと思います。したがって、私どもといたしましては、トータル的に高齢者の福祉をどのようにするかということで、この福祉灯油もあるわけでございますので、トータル的に検討をするということをご理解いただきたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) 最後、一点だけ中尾室長に確認をしますけれども、そうすればいま積算の資料からしますと、テナントについては10万という目安の中で計上をしていると。最終的には、指定管理者とテナント業者での取り決めなのか、そこに町が仲介するのかという部分のまず確認です。

それと、福祉灯油の関係。確かに、町長が言われるように高齢福祉総体の中で、各それぞれの町のいろいろな事情がありますからそれも理解します。ただ、せつかくこの資料、33ページの資料。件数を見てくださいと我々に示したのではないですか。私はそう取ったのです。「こんなに差がありますよ」と。「議会の皆さん、これでいいのですか」というふうに私は

取ったのです。ですから、その声を受けて町が「それでは」ということになるのかなど。私はそういう期待をしていたのです。それでなければ、明らかに誰が見たって、うちが46件の知内町が300いくら、福島町も300という資料なんて、我が町に不利な資料なんて添付するわけないと思うのです。私はそこなのです。ですから、議会で何とか、議会の声を待っているのかなと思って、私はあえていま町長ということで名指しをして確認をしたところなのです。

そうではないのですか、どうなんでしょう。

○議長(岩館俊幸君) 新幹線振興室長。

○新幹線振興室長(中尾 敦君) テナント料に関してでございます。重ねてのお答えになるかも知れませんが、センターのテナント料につきましては、町がこれまで個別に積算ないし事業者との協議の中で算定した額を今後、指定管理者の公募にあたっての条件といたしまして、その中に含めて提示をするという形でございます。それを見て応募をしていただきまして、私どもが選定をした指定管理者がテナントと契約をいたしまして最終的に決着をするという流れでございます。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 資料の添付につきましては、これまでの議会の議論の中でこの議論の際には資料を添付してほしいという依頼に基づきましてこのたび添付をしたということで、ここから推察をしてこういうことだろうということではございませんので、先ほど申し上げましたように、総体的に考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長(岩館俊幸君) ほかに、条例関係についてはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) なければ、補正予算関係についての質疑を行います。

6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) ページ数がたくさんありますので若干、飛び飛びになると思いますが、それでも確認をしたいと思えます。

13ページの住宅費交付金で142万6,000円。これは、公営住宅の家賃低廉化事業交付金というように歳入されています。その関連が31ページの住宅管理費で、この項目では財源振替。この交付金が確定したから財源振替するという考えではなくて、当初からやはりこれは計上するべきではなかったのかという気がします。これと同様な部分が資料館の財源。補助金についても当初から起債ではなくて補助金で見込んで最終的にこの12月で、補助金の確定、不確定というような部分で調整するのが筋ではないのかという気がするものですから。

それと、家賃の低廉化事業。これは、朝日団地2号棟の家賃をどのように低廉化したのか、その中身をちょっとお知らせください。

それから、次は25ページの委託料で2,000万。海岸漂着物回収処理業務委託料、箇所図が資料として添付しておりますけれども、ただいまこの時期ですね。はたしてどうなのでしょうというのが単純な質問です。もっとこの部分の財源を繰り越しして、春にできないものか。それと当然、2,000万の事業費については、町内業者ということになるかと思えますけれども、やはりできれば雪をよけて、その分の経費がかかるわけですから。やはり、2,000万を有効に使うためには、春になってからの事業にできないものかどうなのかという部分をお知らせください。

それと一般管理費、15節の工事請負費で820万。これは、先ほどの説明の中で元気づくり

交付金。今年度中に執行しなければならぬというように聞いたのですが、なぜこの時期に、産業会館の風除室の改修を800万をかけて行わなければならないのか。特に、振興計画。再三、いろいろな事業の中で言っている振興計画を優先。それと、なぜこういう風除室をやる前に町政懇談会でもいろいろな要望のあった、各会館の水洗化の事業を先行してやるだとか、そういうことはやはりできなかったのですか。確かに、交付金という活用ですからいろいろな用途、用途があろうと思えますけれども、その辺についてはどうなのかという部分です。

それから、22ページの交通安全対策費の備品購入で50万が減額になっています。これは、こんなに入札減で50万も減額になりますか。不思議でどうしようもない。グレードを下げたというのならわかります。クラウンをカローラにしたから50万減りましたというのならわかるのだけれども、当初見込んでいた予算額より50万落ちる。これは、備品購入でバスの場合の何千万もする車であれば、入札減で100万違う200万違うというのはいくらでもあり得るのかもわからないですけれども通常、230万計上して170万の車になったわけですから、こんなに安く買えますか、230万の車を。どうも理解できない。そして、おまけにこの車には特財が付いている。特材をも減額して、本当に入札減で落ちたのであればこれは後ほど資料要求をしたいと思えます。私は、単純にグレードダウンではないのかというふうに思うのです。

それと、老人福祉と施設管理で公用車の更新。なぜ、公用車の更新計画に基づいた部分で車を順次。車が大破したから、車がないから今回車を導入しなければならない、購入しなければならないというのならわかるのだけれども。やるものがないからこれにしたのだという感じにしか取れないのです。そういうことでなくて、やはり計画性を立ててきちんと車の更新等についてはやるべきだろうと。確かに、元気づくり交付金の補助金があるから、補助ありきではないと思うのです。その辺についての見解、答弁を求めます。

**○議長(岩館俊幸君)** 多岐にわたっておりますので最初から順次、13ページから。

総務課長。

**○総務課長(新井田勝幸君)** ただいまの竹田議員のご質問、多岐にわたっておりますけれども、まずははじめの交付金と起債、財源振替の関係でございますが、まず一つは教育委員会の関係の交付金につきましては、これにつきましてはまず当初、申請をする段階では不確定要素が非常に強いということで、財政の観点から起債については確実だろうということでまずは起債で財源を見ておまして今回、交付金の決定をもって振り替えたという内容でございます。

それから、同じく朝日団地の関係で低廉化事業につきましても、このたび住宅が完成して入居者が決まった段階でその補助金を申請するというようなものですから、当初は一般財源で見たということをご理解をいただきたいと思えます。

それから、海岸については私のほうからではなくて町民税務課長のほうからお答えをしたいと思えます。

あと、産業会館及び公用車の関係ですけれども、これは財源を地域の元気づけ交付金でやるということでご説明いたしました。それで、以前にもご説明はしているのですけれども、地域の元気づけ交付金につきましては当初、申請の段階でどういうものに使うということがこちらから指定して、それが決定をされて26年度では基金で造成をしまして、それを26年中に基金を崩して使うと。その段階で当初は、25年度に申請した事業以外には当然、使えない事業ということで、その中で25年度につきましては様々な事業をやっております。庁舎の修繕あるい

は公用車の事業につきましても、この事業でやるということで申請を出しておりました。今回、この996万円につきましても、当初の予算の執行残もございますので、それについて今回、充当する事業がある程度定まっておりますので今回、その庁舎の修繕と公用車2台ということで、公用車につきましても相当経過をしております役場の公用車、それから福祉訪問車両につきましても当初、別な補助金で予算要求はあったのですけれども、そちらのほうはなかなか難しいということで今回、こちらのほうで対応するというふうな扱いにしてございます。

以上でございます。

○議長(岩館俊幸君) 町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) まず、北海道海岸漂着物地域対策推進事業の部分で、これは平成27年度にできないかということなのですが、これは北海道ニューディール基金という基金の活用を北海道がしてございます。それで、この基金の活用は平成26年度をもって終了するというようになっておりまして、私どもは昨年度から海岸漂着物についてはかなり振興局のほうと打ち合わせをしましてお願いをしてきた訳なのですが、北海道では11月の下旬に今回の提案いたしました地域について入札行為を行ってございます。それで、入札は不落になってございます。そのあとに、11月の中旬になってから私どもが振興局のほうと協議をしまして財源を付けていただいたということで、平成27年3月31日までの事業が完了であれば26年度事業として認めていただけるということの内諾していただきまして今回、このような形で上程をさせていただくことになりました。業者については、町内業者さんをお願いしようと思っております。それで、1月の下旬あたりの発注で3月末までの事業完了というふうなことでいま考えてございます。

それから、公用車の見積もりで50万ほど差があるということなのですが、私どものほうでは昨年度、見積もりをいただいた部分では約230万の見積もりをいただいております。見積もり合わせをして、このような金額で札を入れた業者さんがいるということでそのような形になってございます。私どもも金額が金額なので、「随分価格が下がったな。」というふうには驚いてはいますけれども、結果は結果ということであとから資料を求めて提出ということであれば資料提出の用意をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) この2,000万の用途については、いまの説明でわかりました。これは、できるだけ早く発注をして、やはり海が相手ですから時化たときは仕事ができないわけですから、そういうことも加味する中で1月と言わず12月中に発注をして、余裕を持った仕事をやるようにいい仕事をさせていたければというふうに思います。

公用車の関係については、グレードダウンではないということですからとりあえず理解いたしました。

○議長(岩館俊幸君) 3時40分まで休憩をいたします。

休憩	午後 3時31分
再開	午後 3時40分



○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑はございますか。9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) 先ほどの海岸漂着物の関係なのですけれども、この辺は考え方だと思うのですけれども、きょうもこうやって雪が降っていますけれども、本当に雪の多い中での作業なので、はたして漂着物というものがどこまでを漂着物というのか。場合によっては、流木だとかそんなのはわかりますよね。ところが、小さいものになると、平たく言えば空き瓶だとかペットボトルだとかああいう細かいものまでも拾わせようとしているのかどうか。その辺をもうちょっと中身を詳しくお知らせしていただきたいと思いますし、それからちょっと待ってください。

36ページの職員給与費の時間外勤務手当が約300万、ここに来て追加になっているのですけれども、これについて総務課長のほうから説明がなかったのです。ということは、時間外勤務手当については財政健全化のときからいろいろと議論がされているのですけれども、この時間外勤務手当の当初予算を組むときにはどういう算出根拠でまず当初予算を組むのか。そして、当初予算からこれだけ300万もなぜこう増えていくのかという部分についてももうちょっと、説明がなかったのでここは説明を付けていただきたいと思います。

その2点です。

○議長(岩館俊幸君) 町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) 海岸漂着物のどのようなものかということでございますけれども、私どもは9月2日に調査をしております。それでは、全体的な数字を言わせていただきますけれども、流木等の部分はいいのですけれども、廃プラだとか漁網についてはあくまでも目視ということでご理解をいただきたいと思います。

廃プラ類が2.8トン、漁網が約0.05、50キロくらいです。金属くずが100キロ、木くずが18.7トン、ロープ類が約400キロ、タイヤが約60本です。流木は893.96立米、冷蔵庫1台と大体のつかみではそのくらいの部分で調査の中では拾っております。

時期的なものなのですが、これは一般と産廃とまた区別をしてやらなければならないものですからかなりの手間はかかります。時期的なものというのは、先ほどちょっと説明しましたけれども、秋のシーズンは漁協さんとの協議がありまして、「鮭の遡上までということで11月の中旬まではやらないでくれ。」というのが漁組さんとの話し合いの中でそういう要望がございました。それで、北海道のほうはそれを持ちまして11月の中旬に入札をしたけれども不落になったということで、どうしても今回の場合はこのような形で冬期間。ですから、2月の中旬以降から3月末のぎりぎりまでの雪解けを待つて仕事をしていただくような形というふうに思っております。

以上です。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) 時間外手当の算出根拠についてのお尋ねでございますが、時間外手当につきましては平成25年度それから今年度、当初予算につきましてはそれぞれ給与費、人件費の約4%を計上させていただいております。それで今回、この額を補正したという背景には、一つには職員が途中で死亡退職などがありまして、そのほか新幹線関連の業務等で部署によって業務が相当増えてきているという実態もございまして今回、総体を5.2%まで増額をさせていただくということで約230万でございます。

それともう一つは、臨時福祉子育て特別給付金事業ということで、これは国の事業でございまして、これに伴う人件費の振り替え分として約70万、合わせて300万程度をこのたびの補正で増額をお願いしたということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 9番 東出洋一さん。

○9番(東出 洋一君) そうすると町民税務課長。9月2日に調査をして先ほどの大体のおおまかな数字をつかんでいたということであれば、この2月中旬から3月末にかけてこの作業をするのですよというその箇所もこの説明資料に出ているのですけれども、そうするとどこの大體何があるかということを押さえていてこういう説明になっていると思うのですけれども、そうするとその部分のその周辺のもの雪を掘ってでも何をしてでもそこから拾い上げて、そして不燃・可燃それからいろいろと分別をしなければならないと思うのですけれども、それはいいのですけれども、その前段のその場所はどこに何があるかという部分ではもう把握してあって、その部分だけをその6箇所の場所の中でやればいいのかというふうにとらえていいのでしょうか。余計にそれ以上の部分の雪をまさぐって物を拾うという作業は多少はあるだろうけれども、おおまかに言えばそのようなもので押さえておいてというふうを考えていいのでしょうか。まず、そこを教えてくださいと思います。

それから総務課長。今回の部分については後段、何か言ってましたけれども、ここは時間外勤務手当だから時間外勤務手当他とかというのであれば、プラスいくらの290万になるのだろうけれども、ここは純粋に時間外勤務手当ですからそれは関係がないのではないですか。

それと、時間外勤務をするにあたっての管理職から例えば主幹・主査に向かって、この仕事が遅れているから「君、きょう残業しなさい。」という指示なのか、逆に主幹・主査のほうから「こうこうこういう訳で残業させてください。」というふうに申し出たものでやっているのかどうなのか。それから、その残業にあたっては何か書き物、例えば「こうこうこういう訳で残業しますよ」と。私はその書類がわからないのですけれども、そんなものもきちんと整備されているのかどうなのか。ということは、我々も人に使われたことがあるのだけれども、例えば日中は外回りをしていて晩の5時を過ぎたら今度はそっちの残業に入るという部分では「なんだ」と。「お前、残業稼ぎ」かと、単純に言えばそんなとらわれかたもされたくないし、そういう指示もしたくはないと思うのですけれども、そういう課長さん達から部下に対してのその辺の書類を上げて指示するのか、それともどういう形でやっているのかその辺をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) 皆さんのお手元にある資料の7ページにありますけれども、この6箇所ですか。この基準に沿っていまうちのほうは設計を組んでいきたいとは思っておりました。亀川地区だけは農地海岸といいまして所管がちょっと違いますので、亀川の入り口から川をわたりまして更木岬のほうにいくような形で取っていただくというような形で、いま建設水道課のほうと協議をして進めていきたいと思っていました。

○議長(岩館俊幸君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 時間外勤務に関わるシステム等に関してのお尋ねでございますので、私のほうからお答えしたいと思います。

庶務規則の中に時間外勤務命令簿というのがございまして、命令行為でございます。とい

うことは、管理職が命令するというのが本来の姿です。ただ、現場のほうでは実際に業務をしている担当・主事・主査等が補助申請をする期限があすに迫っている、明後日に迫っているというような書類の準備、整理を急いでやらなければならないという状態になった時に、自ら課長に「やりたい」と。こういうようなことで、それをもって命令行為としてるというケースもございます。

また、これは職員にお願いをしているのですが、時間外というではなくて平常勤務を延長して残務整理をするといったことについては時間外ということにはならないということで周知をさせてもらっています。

以上です。

**○議長(岩館俊幸君)** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第7号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第10号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号 木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第11号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第12号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号 木古内町福祉灯油支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成26年度木古内町一般会計補正予算(第9号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成26年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第3号について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 平成26年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 平成26年度木古内町水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 平成26年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第6号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 平成26年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたし

ました。

## 議案第8号 木古内町いじめの防止に関する条例制定について

○議長(岩館俊幸君) 日程第19 議案第8号 木古内町いじめの防止に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第8号 木古内町いじめの防止に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案の説明資料につきましては、議案説明資料 資料番号3の21ページから23ページまでにいじめ問題対策委員会の設置規則(案)、さらには概要等を添付しておりますのでご参照を願います。

本条例につきましては、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づき、木古内町が子どものいじめ防止に関する基本理念を定め、町や教育委員会、学校や保護者、町民や事業者等の責務と役割を明確にし、いじめの未然防止対策を総合的、かつ効果的に推進し、子どもが健やかに成長できる環境形成のために制定をするものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

第2項は、特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例(昭和31年条例第21号)の別表第1に「木古内町いじめ問題対策委員会」を加えるものでございます。

なお、詳細につきましては町民税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) ただいま上程となりました、議案第8号 木古内町いじめの防止に関する条例制定について、附則も含め説明させていただきます。

資料については、22ページをお開きください。

現代社会では、核家族化や少子化における人間関係の気薄さ等により、いじめがより多様化、陰湿化、悪質化してきており、大きな社会問題となっております。

いじめは子どもの健やかな成長を妨げ、その権利を侵害するばかりではなく、地域社会にも深刻な影響を与えるものであります。

町では、いじめの防止に関する条例を制定し、いじめ防止に関する基本理念と責務を定め、いじめの防止に取り組むこととし条例を制定するものです。

条例は、第1条より第15条までの構成となっております。

第1条は条例の目的、第2条は用語の定義となっております。

第3条は、基本理念です。町と教育委員会・学校・保護者・町民及び事業者及び関係機関は、いじめがすべての子どもに関する問題であるとの認識に立ち、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ相互に連携していじめの未然防止及び早期解決に取り組むこととしております。

資料22ページの中段となります。それぞれの責務と役割です。

第4条は町教育委員会の責務、第5条は学校の責務、第6条は保護者の責務、第7条は町民及び事業者等の役割、第8条は財政上の措置、第9条はいじめ防止基本方針、第9条第1項は、木古内町いじめ防止基本方針の策定、第9条第2項は、木古内町立学校いじめ防止基本方針。

資料23ページです。

第10条は、木古内町いじめ問題対策委員会について教育委員会が組織し、いじめの防止等推進に関する重要事項の調査は、委員会が必要と認める事項について審議することとします。

第11条、いじめ対策委員会は5人以内をもって組織し、任期は2年とします。

第12条、教育委員会と学校はいじめにより子どもの生命、心身または財産に重大な被害があるとき、いじめにより相当の期間学校を欠席した場合、調査を行い速やかに町長に報告をするものとします。

第12条2項、附属機関を設け再調査を行う場合、これは必要に応じ町顧問弁護士・函館児童相談所・その他適切な方々から意見を徴することとします。第12条第3項、町長は調査結果を議会に報告することとします。第12条第4項、調査後、いじめを受けた子ども及び保護者に事実関係、及び必要な情報を提供することとします。第12条第5項 町長・教育委員会及び学校は、調査結果を踏まえ、重大事態と再発生防止のために必要な措置を講じることとします。

第13条は、町と教育委員会はいじめ防止の啓発活動を行うこととします。

第14条は、町は条例の施行にあたり、個人情報の保護及び取り扱いに関し万全を期すとともに、転用を禁止することとします。

第15条は、必要な事項は規則で定めることとします。

附則、施行期日、1.この条例は、平成27年4月1日から施行する。

特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部改正。

2.特別職等の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和31年条例第21号）の一部を次のように改正する。別表第1中、奨学資金審議委員会 委員 日額1,000円を奨学資金審議委員会 委員 日額1,000円、木古内町いじめ問題対策委員会 委員 日額1,000円に改める。

なお、資料番号3の21ページに、木古内町いじめ問題対策委員会設置規則（案）となっておりますので、ご参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議ほどよろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 大変いい条例ができるなとそう思っております。ただし、なぜ27年の4月1日施行なのか。こういう条例は早くてもいいのではないかと思うのですけれども、その辺の見解を伺います。

○議長(岩館俊幸君) 町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回12月の上程なのですけれども、新学期がはじまるということで、4月1日からの施行というふうに私どもは考えてございました。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 4月1日に新学期がはじまるのだけれども、いま冬休みにもなる。冬休みが終わると今度また学校に行くのだけれども、今度来年一年生になる子ども達が生き活きとして正月を終わるわけですよ。私はこういう良い条例は、何ら4月1日とかにこだわることはない。こういう条例は、早ければ早いほうがいいのですよ。そして、年末を控えていま防犯協会でもいろいろあるのですね、街頭啓発だとか。私は早ければ早いほど、そういう意味では大して良いと思うのですよ、町長。だから、何も4月1日にこだわることはない。せっかく作る条例ですよ。早く施行しましょう、これは。どうですかその辺は。

○議長(岩館俊幸君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま又地議員からご質問がありました件について、私どもとしては先ほど課長のほうから答弁もございましたが、新学期がはじまる4月1日ということで、条文を整備したものでございまして、いまの状況の中では4月1日の施行ということで、ぜひご理解をいただければというふうに思っております。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 早くやると費用弁償の関係もあるからでないのかな。大した金額ではないのですこんなのは、5人でしたか。補正を組んでもほとんど議会はとおると思うのです。補正予算、この種の問題は。だから早く、もし何だかんだというなら議員発議でここ変えてもいいのですよ、休憩をとって。そのくらいの良いこと早くやりましょうよ。頑張ってくださいよ。例えば1月1日とか、やりましょう。

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後4時06分
再開	午後4時09分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長(大野 泰君) 時間をいただいて、ありがとうございます。

ただいま提案しました、木古内町いじめの防止に関する条例につきまして、今回又地議員のほうからご質問がありました施行日の繰り上げにつきましては、補正予算を伴うという内容でございますので、この条例の執行にあたっては学校のほうとの協議は進めてございます。4月1日からということで協議を進めておりまして、この条例に基づくこの精神に基づく動きは、このあと1月1日あるいはこの議会が終了次第動けますので、条例としての取り扱いとは若干違いますけれども、条例自体は4月1日の施行にさせていただいて、この精神に基づく4月1日までの取り扱いです、いじめに関する。これについては、この条例の内容を使って動いていくということで、ご理解をいただければというふうに思います。補正予算の提案はせずに、4月1日の施行ということでお願いをいたします。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) ということは、4月1日の施行にしますけれども、年明けから、あるいは年前からこの精神に則っていろいろ教育委員会なり町場なり、いろいろ協力してもらったところには周知すると。そして、その運動は進めていくというふうに理解していいですか。



○議長(岩館俊幸君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 全ての住民ということにはいまのところ考えておりませんが、学校機関、教育委員会、そして行政での連携はしていきたいというふうに思っております。施行日について4月1日でございますので、その時点では広報等でしっかりと失礼しました。その前段で、今回の議会の内容については広報することになりますので、4月1日からの施行がされますということで、住民周知を図っていきたいというふうに思っております。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 木古内町いじめの防止に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 議案第9号 木古内町郷土資料館設置及び管理に関する条例制定について

○議長(岩館俊幸君) 日程第20 議案第9号 木古内町郷土資料館設置及び管理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第9号 木古内町郷土資料館設置及び管理に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案の資料につきましては、議案説明資料 資料番号3の24ページから27ページに、ここに整備計画、展示計画図等を添付しておりますのでご参照を願います。

本条例につきましては、木古内町の生活文化財や歴史資料を保管展示するため、現在旧鶴岡小学校を改修建設を進めている木古内町郷土資料館の名称及び位置を定めるとともに、施設管理に必要な事項を定めそのために制定でございます。

附則として、この条例は平成27年3月1日から施行するとしております。

なお、詳細につきましては生涯学習課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐藤宏生君) 木古内町郷土資料館設置及び管理に関する条例について、

ご説明申し上げます。

この条文は、10条からになっております。

第1条は、設置の目的について記載してございます。

第2条は、名称及び位置でございます。

第3条は、管理の主体について説明しております。

第4条につきましては、当資料館が行う事業について記載しております。

第5条は、開館時間を記載しております。

第6条は、休館日について記載してございます。

第7条は、職員についてでございます。

第8条は、入館料についてです。

第9条は、損害賠償について記載してございます。

第10条は、委任でございます。

以上でございます。よろしくご審議願いたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) この資料館がわかるように、もうちょっと道路に面した部分であそこ通行車両もあるので、そういうような設置する予定があるのかないのか。

○議長(岩館俊幸君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐藤宏生君) 東出議員のお尋ねは、看板ということでしょうか。

いま現在、大きな看板とかそういうものは特に考えてございませんでした。

○議長(岩館俊幸君) 9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) ぜひこれ予算伴うことですけれども、やはり周知するため木古内町の町民だけではなくて、上ノ国、江差向こう方面もそうですし、これから新幹線の関係もありますからそういうことをこっちとちょっと詰めてください。

それから、名称はどうなっていますか。

○議長(岩館俊幸君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐藤宏生君) いま看板について「検討せよ」ということでございましたので、進めたいと思います。

あと名称につきましては、「木古内町郷土資料館」ということですが、愛称をいま募集する事務を進めてございます。愛称の募集は、年明けになります。以上です。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号 木古内町郷土資料館設置及び管理に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 議案第13号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長(岩館俊幸君) 日程第21 議案第13号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第13号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料 資料番号3の34ページに添付しておりますのでご参照を願います。

平成26年7月7日、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛け金の見直しと、出産育児一時金の総額を42万円に維持する方針が決定されております。

このことに伴い、平成27年1月1日より、出産育児一時金の支給額を現行の39万円から40万4,000円に変更する健康保険法施行令の改正が行われる予定となっておりますことから、これに併せて、本条例の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、出産育児一時金として支給する額を39万円から40万4,000円に改め、規則で定める加算額の上限を3万円から1万6,000円に改正するものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は平成27年1月1日から施行するとしております。

第2項では、この条例の施行日前の出産については、なお従前の例によるとする経過措置を設けております。金額的には、何も変わらないということでご理解いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

#### 議案第14号 木古内町学校教育施設整備基金条例を廃止する条例制定について

○議長(岩館俊幸君) 日程第22 議案第14号 木古内町学校教育施設整備基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第14号 木古内町学校教育施設整備基金条例を廃止する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

木古内町学校教育施設整備基金につきましては、木古内中学校生徒用パソコン更新事業に充当するため、平成26年10月20日付けで、元利金362万525円の全額を取り崩したことに伴い、本基金の役割を終えましたので条例を廃止するものでございます。

この条例で収入となる積立金は、第2条で基金は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交付される物件移転保障費のうち、処分する教育関連施設の補助金相当額を積み立てるものとする。ということで、これ以上この収入がありませんので、この条例を廃止するというものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第14号 木古内町学校教育施設整備基金条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたし

ました。

### 議案第15号 渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の一部を変更する協議について

○議長(岩館俊幸君) 日程第23 議案第15号 渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の一部を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第15号 渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の一部を変更する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本規約の新旧対照表につきましては、議案説明資料 資料番号3の35ページから36ページに添付しておりますのでご参照を願います。

現在、渡島・檜山地方税滞納整理機構構成議員の選挙区は6選挙区となっており、二つの市町で構成される選挙区内では、その選挙区内で管理者または副管理者が選出されますと、必然的に管理者あるいは副管理者は、選出以外の市町から議員が選出されるということになりまして、各選挙区で役職占有割合の不均衡が生じております。

どういうことかと言いますと、市町村合併するまでは渡島は三つずつ分けて四つのブロックになっておりました。それぞれ3人の議員がいたと。檜山のほうは四つと三つで、二つにブロックに分かれています。したがって、議員の構成はそれぞれの六つのブロックから1人ずつですから、議員が6人、それから管理者と副管理者がそのほかにいますので、8人のかたが議会に出ると。しかし、市町村合併によって木古内町と北斗市は大野、上磯がなくなって北斗市になった。それから、鹿部、森はこれまでの砂原がなくなりましたので、必然的に2人よりいないと。したがって、現在私が管理者をやっていると、北斗市は必然的に議員にならざるを得ないと。そういうことで、公平ではないということから、これらの問題を機構の中で協議をしたということが背景でございます。

これらを解消するための規約の一部改正には、北海道知事の許可が必要であることから、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町村との協議が必要となりますので、同法290条の規定による議会の議決を求めますのでございます。

改正内容につきましては、現在、渡島・檜山の構成市町を6選挙区に区分し、それぞれの選挙区から議員1名を互選しているものを、選挙区を渡島選挙区と檜山選挙区の2選挙区とし、渡島選挙区からはこれまでと同様4名、檜山選挙区からも同様の2名を互選することに改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項ではこの規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するとしております。

第2項では、この規約の施行日前日までに行われた選挙については、なお従前の例による経過措置を設けております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号 渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(岩館俊幸君) 日程第24 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年3月31日をもって人権擁護委員の任期が満了となります。細川京美委員に替わり、新たに仁禮聡子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次のページに資料1としまして、仁禮氏の主な経歴等を添付しておりますのでご参照を願います。

氏名 仁禮聡子。生年月日 昭和45年3月14日生まれ 44歳。住所 字本町254番地。職業 真宗大谷派圓照寺坊守。

主な経歴は、平成4年3月に大谷大学文学部を卒業。同年4月に大谷大学真宗総合研究所勤務を経て、平成21年9月に真宗大谷派圓照寺坊守となられ現在に至っております。

なお、任期は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、可として答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) ご異議なしと認め、諮問第1号については、可として答申することに決定をいたしました。

### 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(岩館俊幸君) 日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、諮問第2号 人権擁護委員候補の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております木元 榮委員が、平成27年3月31日をもって任期満了となります。

引き続き、木元 榮氏を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次のページに資料2として、木元氏の主な経歴等を添付しておりますのでご参照を願います。

氏名 木元 榮。生年月日 昭和24年5月2日生まれ 65歳。住所 字前浜142番地。職業 無職。主な経歴は記載のとおりで、平成24年4月より人権擁護委員として現在に至っております。

なお、任期は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、可として答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) ご異議なしと認め、諮問第2号については、可として答申することに決定をいたしました。

### 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(岩館俊幸君) 日程第26 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

### 意見書案第1号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書

○議長(岩館俊幸君) 日程第27 意見書案第1号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番 笠井敬吾さん。

○7番(笠井敬吾君) 7番 笠井敬吾です。

意見書案第1号 平成26年12月17日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。

提出者 木古内町議会議員 笠井敬吾、賛成者 木古内町議会議員 東出洋一、同じく福嶋克彦。

意見書案第1号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

国民健康保険料(税)が高く、国保加入者の生活を圧迫し、困難を極めています。国保財政に占める国庫負担の割合は、1983年には、総医療費の45%から38.5%への引き下げとなり、自治体と国保加入者の負担が増大した要因となっています。

国民健康保険法第4条は、国の責務として「国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない」と規程しており、全国的に苦しい財政運営を余儀なくされている国民健康保険に対する国庫負担を増額するべきであります。



よって、上記意見書を衆参両院議長、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出するものです。  
以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 意見書案第2号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書

○議長(岩館俊幸君) 日程第28 意見書案第2号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番 新井田昭男さん。

○8番(新井田昭男君) 8番 新井田昭男です。

意見書案第2号 平成26年12月17日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。

提出者 木古内町議会議員 新井田昭男、賛成者 木古内町議会議員 又地信也、同じく佐藤 悟。

意見書案第2号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書案について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

燃油や資材高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など、本道の漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

加えて、東日本大震災により我が国の漁業は壊滅的な被害を受け、さらには原発事故の風評被害等によって、水産物の消費の減退と魚価の低迷については、一層の深刻の度合いを増しています。

このような中、道民に対する水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、国においては、下記のとおり燃油税制にかかる措置の堅持を図られるよう、上記意見書を衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。  
お諮りいたします。

意見書案第2号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 意見書案第3号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の増員と 処遇改善を求める意見書

○議長(岩館俊幸君) 日程第29 意見書案第3号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の増員と処遇改善を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) 9番 東出洋一です。

意見書案第3号 平成26年12月17日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。

提出者 木古内町議会議員 東出洋一、賛成者 木古内町議会議員 吉田裕幸、賛成者同じく平野武志。

意見書案第3号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の増員と処遇改善を求める意見書案について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

2014年度に成立した「医療介護総合法」は、国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するものにほかなりません。医療費抑制のため病床・病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助・共助となっています。

また、医療・介護現場は現在も深刻な人員不足の中で、長時間・過密労働で疲弊しきっており、医療・介護の崩壊をくい止め、安全・安心な医療・介護を提供するためにも人員増員と賃金など処遇改善が急務であります。

よって、記載しております以下の3点を重点として衆参両院議長、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由といたしますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第3号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の増員と処遇改善を  
求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたし  
ました。

#### 意見書案第4号 特定秘密の保護に関する法律の慎重運用を求める意見書

○議長(岩館俊幸君) 日程第30 意見書案第4号 特定秘密の保護に関する法律の慎重運用  
を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番 福嶋克彦さん。

○1番(福嶋克彦君) 1番 福嶋克彦です。

意見書案第4号 平成26年12月17日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。

提出者 木古内町議会議員 福嶋克彦、賛成者 木古内町議会議員 竹田 努、同じく  
笠井敬吾。

意見書案第4号 特定秘密の保護に関する法律の慎重運用を求める意見書案について、会  
議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

2013年12月6日、第185回国会において、特定秘密の保護に関する法律が制定され、2014年  
12月10日に施行されました。

秘密保護法においては、秘密指定自体の是非をチェックする第三者機関を設けることが想  
定されておらず、恣意的に秘密指定がされる危険性があります。

また、特定秘密として指定することのできる最長期間が定められていません。そのため、  
特定秘密が永遠に特定秘密のままとされ、国民の目からも隠され続け、特定秘密としての指  
定が適切であったかどうか、後世の国民による検証も困難となる可能性があります。

さらに、高い公益性を有する内部告発も処罰されることとなり、国民が政府について有益  
な情報を知る機会が損なわれ、国民の知る権利が侵害されるおそれがあります。

このことから、国においては、知る権利を侵害する秘密保護法の慎重な運用を求めるため、  
上記意見書を衆参両院議長、内閣総理大臣及び防衛大臣に対し強く要望するものです。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第4号 特定秘密の保護に関する法律の慎重運用を求める意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

#### 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(岩館俊幸君) 日程第31 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

#### 閉 会 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認めます。

これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成26年第4回木古内町議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

( 午後4時50分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月17日

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

署 名 議 員 東 出 洋 一

署 名 議 員 福 嶋 克 彦